（様式 10）

② 適正な議員報酬の算定手法を考える 今回、他市町の実例をもとに説明を頂いたが、決め方に様々な手法があることを今回初めて認識した。特に平成の大合併の際に、浜松の場合は浜松市に吸収した関係で、旧浜松に合わせたのが、現状だが、町と町の合併で市が誕生した場合、どちらか高い方などに合わせたことから、他市と比べて低い「町のレベル」での報酬になっているケースなどあり、課題は複雑と知った。 浜松においては費用弁償の扱いを行っていないが、札幌市議会の起こした最高裁判決では、費用弁償を認めるとされたなど、この辺りも今後のあるべき姿を考えたい。 報酬を考える際の市民調査も聞き方次第で変わるため、注意すべき点など、具体的に知れたことは収穫だった。
（備考）

視察報告書

市民クラブ　鈴木真人

□日時　2024年8月7日(水)　13:30-15:30

□場所　あまがさき　ひと咲きプラザ内(兵庫県尼崎市若王寺2丁目18)
　　尼崎市立ユース交流センター　あまぽーと 2F

□目的　尼崎市ユースカウンシル事業「UP TO YOU」発表会を見学し、ユースカウンシル事業の理解の一助とする。そして、浜松市でのユースカウンシル事業を進めるにあたっての参考とする。

□内容

1. 尼崎市ユースカウンシル事業「UP TO YOU」発表会

・尼崎市立ユース交流センターは、2019 年 10 月に市内のユースセンターとしてオープン。

尼崎ユース交流センターの目指すところは、「やりたいをやろう」

やりたいことを誰しもがおもいっきりできる環境をつくること

やりたいこと＝将来の夢、やりたいこと＝立派でないといけないことという訳ではなく、決してラクなことと意味でもあい。一人ひとりの中にあるやりたいこと。ふとしたときにできたらいいなと思うこと。無理に絞り出すことはなく、みんなのやりたいを待っているとの取り組み。

これまでのユース交流センターの歩みは、

2019 年 10 月にオープンし、2020 年 6 月に新型コロナウイルス感染症の対応についてユース×市長×教育長とのトークセッションを開催。2021 年 12 月に、若者が身近な困りごとの解決策などの提案を行っていく若者会議「ユースカウンシル事業 Up to You!」がスタート。

・Up to You！は、若者が直面する課題やその解決策を尼崎市に提案していくプログラムであり、考えた内容を尼崎市と一緒に取り組む。「自分たちではできない」と思っていることも、やり方次第で変えていくことができるとし、2020 年から活動をスタートし、おおむね 14 歳から 29 歳の若者で構成している。【若者が気兼ねなく、社会に参加できるまち】をビジョンに様々な活動を行っている。

・プロジェクト内容

スケートボードチーム ASK

ASK(Amagasaki Skateboard Kindness)「尼崎市に常設のスケートボードパークをつくる」、「スケートボードのイメージを変える」の2つの目標で活動。クラウドファンディングを活用して、スケートボードパークをつくることの活動中。

校則見直しプロジェクト

市内の学校に通う中学 3 年生が、理不尽な校則に対して、「校則を納得したい」と市に提案を行い、ルールだからで指導せず誰もが説明できる校則にしてほしいと訴えた。

・Up to You！の概要

月に 1 回程度ミーティングを実施、イベント企画・ビジョン達成に向けた取組みを議論する。

役割りや個人プロジェクトごとに活動を行っている。

1 年間の流れでは、

1～3 月　自分が取り組むテーマを決めるために、自分自身やメンバーと対話する。この時間が大切。合宿も行う。

4～7 月　取り組むテーマが決まれば、さらに深めていく。課題の本質を見極め、活動へと移って

いく。
8 月 プレゼンテーション 市長、市役所の担当部局に対して課題に対する解決案を説明。ただのプレゼンではなく、それぞれの行動の結果が伴う提案となっている。
9 月 プレゼン以降も、
・Up to You！活動報告会 2024
全体構成として、第一部では、ブース発表が 4 箇所で行われ、市役所の各担当部局と関係者がプレゼンを傾聴しながら、意見交換を実施。
テーマは、①「推し」に着目した若年層の献血の促進、②若者が自己表現を通じて地域とつながるフェス、③若者が主体性を発揮する補助金制度の改善、④中高生の課外活動促進、空き家家主を若者が支える仕掛けの4つ。第二部は、全体会の形式で、プレゼンテーションが行われた。
テーマは、
①How to make 活動報告
自分経験から、困難を抱えた中高生を対象にヘアメイクを行い、ヘアメイクを通じて物理的な変化を感じてもらい人との繋がりや笑顔の回数が増えるといった変わるきっかけをつくってもらう活動を行っており、この活動を広げていきたいため、いま笑えていない中高生たちに出会う方法を一緒に考えてほしい、今後社会人になる中で活動の継続に悩んでいてアドバイスがほしいとの提案・依頼があった。
②命を、未来をあきらめない
精神疾患を患っていたパートナーを支えるために、精神疾患に対する偏見や、支える人の重要性と負担、若者に対する当事者と支える人の社会的支援不足を問題と捉え、支える人のコミュニティづくり、顕在化しにくい未成年の相談が増えるようにメンタルヘルスを身近な社会にとの提言を発表。
プレゼンの後、それぞれ担当課、こども政策監の能島さん、副市長がコメントする流れであった。

□所感

Up to You！の活動は、年間を通じた活動となっており、浜松市のこども未来会議のように 1 回発表してその場だけのようになっていないことに大きな違いを感じた。もともと、若者の「やりたいをやろう」とのミッションをもった取組みであり、年間を通じて、参加した若者が問題意識を持ち、問題点を掘り下げ、問題の本質から課題解決の提案に結び付けていくとの流れは、若者の声を聞き、若者の思いを社会の中に活かしてことにつながり、若者が社会に貢献できる、社会参加が出来ることになり、素晴らしい取り組みであると感じた。

ユース交流センターには、ユースワーカーと言われる人がいる。その基本は、若者の成長とウエルビーイングを共創することと言われているが、センターに来た若者の声を聞くために、若者との信頼関係を築くことが求められ、そうした人柄が求められると感じた。浜松市においては、若者の居場所があったとしても、若者から信頼があり、若者が何でも気軽に言っていける人はいないと思われるため、浜松市においてユースカウンシル事業を進めていく場合には、こうしたユースワーカーの発掘や人材育成もポイントになると感じた。

尼崎市のユースカウンシル事業を見て、行政側のこの事業に対する理解が重要となっていると感じた。今回の発表会には、市長が出席予定であったが所用に副市長が出席をしていたが、プレゼン後の担当部局からのコメントでは、それぞれのプレゼンに対する真摯な気持ちでの発言もあり、市としてユースカウンシル事業を大切にしていることが実感できた。浜松市においても、こどもまんなか社会を応援する市長にユースカウンシル事業の推進を提言していく。

研修報告書

市民クラブ　鈴木真人

□日時　2024年8月8日(木)　10:00-17:00

□場所　アクロス福岡　7階会議室　(福岡市中央区天神1－1－1)

□目的　浜松市議会で議員定数についての議論が行われており、参考とする情報を入手するために、㈱広瀬行政研究所　広瀬和彦さんが講師を務めた研修「適正な議員定数の算定手法を考える」、「適正な議員報酬の算定手法を考える」を受講。

□内容

1. 講座「適正な議員定数の算定方法を考える」

冒頭講師から、議員定数の横並びんは意味が無い、住民自治の根幹である議員定数は、減らし続けても成果物や利害が住民に影響を及ぼさない。住民の議員に対するアンケートでは、削減を要求する声が多いがどうしてと考えた場合、議会が何をしているのかわからない。だから税金を使う必要性がわからないとの考えになりがち。

行政組織は市民の信頼が高いこ。一方で、議員への信頼が低いし、マイナスイメージが多い

それは、閉会中の活動は何をしているのか、活動の報告しているのか、議員としての仕事しているのかがわからず、報酬を上げる必要もないとなる。その意味では、政務活動費で補助をして、広報が出来るようにすることが考えられる。といった話があった。

① 議員定数について

明治時代は法定定数で決められていた。その後　上限を決めて、条例で人数を定めるとなり、平成 23 年に自由に決められることなった。なお、議員定数の最大数は制約が無く、何人でも良い。一方で、最少人数は3人となっている。なお、講師からは、議会もない市町村があり、消滅可能性自治体があるとの報道もあるが、あおりすぎではないかとのこと。また、自治体の合併でコスト削減が目的とされているが、すぐには効果わからなず、40 年、50 年で成果がでてくるとコメント。

法的根拠では、地方自治法 90･91 条にて規定し、議員定数条例で定めている。なお、指定都市については、区の区域をもって選挙区とするとの根拠があり、行政区ごとに選挙区を設けることが決まっている。

講師からは、議員は地域代表であり、議員の顔が見える選挙をすべき。2 回定数減をした自治体があるが、減らした効果の検証を行ったのかの疑問があり、議会基本条例を議会でどうして検証しないのかの思いがある。目的があって議員を減らしたのにその効果の検証がされないのはおかしい。

何かしら影響があったとしたらと思うと、やみくもに議員を減らせばよいというものではないと思う。

② 地方議会議員数の推移　(資料　P4－P7)

全国の地方議会議員数は、いわゆる平成の大合併を契機に大幅に減少。

議員定数と議員報酬　平成 25 年以降で議員を増やしたところはなく、議員定数と議員報酬には理論的な関係は無く、別物と考えるべき。議会の運営は、委員会中心主義となっているが、議員が十分な調査ができる体制が整っているのか、職務をどこまで行ったのかも重要なポイント。

議員報酬では、理論的な構成で考えれば、2 人分の議員減らした場合には、二人分の役割

りを他の議員が埋めないといけない＝仕事が増えるとなり、職務を維持するとの考え方で理論的な後付けで報酬を考えることも成り立つが、実態は、そのままの状況。
議員定数減のきっかけとして、例えば市議が県議に出るため辞職。その後、議員がいなくなっても議会がまわる。だから、いなくても良いのはとの発想から議員定数減につながることがある。

なお、豊後高田市は、報酬のみ５万円上げた実例があるが、一方で、富山市は議員が140人から 38 人になった。これは、政務活動費の不正利用を暴かれたことが大きい。

③ 地方議会議員の概況 P8

無投票当選がずっと続いていたり、投票率が 5 割を割ってしまうと 住民代表と言えないのでは。

議員のなり手不足の問題 P11

議員の年金も課題の一つとされ、厚生年金の加入となると、65 歳以上は掛け捨てになる。一方で市も負担することも出てくるため、簡単ではない。厚生年金に加入できるとなると代替（世代交代）が起きる可能性あるとのコメント。なお、今の報酬レベルでは無投票になってしまう。特に村で多い状況。
地方議会議員には、50 歳未満の方が少なく、女性議員の数も少ない。地域によっては女性議員の立候補を阻害する動きもまだある状況。クォーター制 政党制になっていかないと難しい。

また、なり手が少ないことの理由に議員報酬が低いことがある。報酬年額が、700 万円、800 万円を超えると一気に立候補が増える可能性がある。
議員の仕事の特殊性を考えると、議員報酬は接点をもつための経費とも考えられ、労働法制の整備の必要性はずっと言われているが法整備できていない。
地方議会議員に立候補するとなれば、休みがとれるが、一方で、何で議員だけ特権なのかが理解されない。議員だけという特殊な立場を理解してもらうことも重要。過去に議員活動で生活保護になってしまう人もいた

④ 地方自治法における議員定数規定の推移（資料 P20－P22）

それまで人口に応じて議員定数の上限が定められていたが、平成 23 年に法律上の上限が撤廃された。講師からの課題提起は、多種多様な住民の意見があるなか、人口だけの要素でいいのか。戦後復興では、人口だけで戦後当時複雑ではなかった。しかし、質や量が変わってきて、今はさらに複雑になってきている。そのため、住民の声を拾い活動をしていく議員の定数は、立ち止まって考えても良いのではとの指摘。

⑤ 議員定数と議会事務局職員数（資料 P23）

政策立案機能をアップするため、議会事務局の職員数が必要。そのためにも、他団体や第三者の実情を知っているべきであり、裁判の判例や他議会、定例会の情報も議員に情報提供すべき。横浜市の議会事務局はやっている。議員の権限をあげるためには 議会事務局の人数体制が必要とのこと。韓国では、議長提案より、議員提出議案の方が多い＝政策提案能力が上回っていることを示している。

⑥ 住民の議員定数に対する意識

市民にアンケートを取れば減らす人数の理由は無く、感覚的に減らす方が良いと答える。
とはいえ無作為アンケートでは、重要な意見があがってくる。また、議会シンポジウムを開くと、クレームを言いたい、一言いいたい人が来て意見を言うことが多く、住民の意見ではあっても、住民の総意ではないと受け取るべき。
そもそもアンケートに答える方は、議員の役割りや仕事を理解しているのか。議員年金があ

っていいねとの誤解をしている人に応えてもらって良いのか。議員研修、自治会役員などキチンとした情報をもってもらいたい。議員から言うと、偏見をもって受け取る＝議員からは伝わらない懸念がある。なお、報酬は議員報酬ではなく、生活給の給料という人もいるが、これは誤解。

また、高齢者は議会だよりから情報を得ることがほとんどのため紙ベースで情報提供すべき。SNS は 10%程度しかない。そして、区長は住民の代表ではなく、住民意見の集約をしている議員の代替はできないと認識すべき。

⑦　議員定数と経費の関係（資料 P28）

議員の定数を考える上で重要なことは、議事機関の機能重視となっており、委員会制＝委員会中心主義となっている。委員会でどれだけの人数で話し合うのが妥当なのかがポイント。

本会議での議決は全員の意思を示すが、委員会は深みのある議論をする上で重要な場になっている。鳥羽市は1常任委員会となってしまって困っているとのこと。

立法機関の機能重視

アメリカ型　政策立案が容易な議員定数、この場合は、精鋭であること。そのため弁護士、大学の先生などが議員になっていることが多い。理論的にはなるが、現実的には疑問がある。

監視機関の機能重視

充実した監視機能を考慮した議員定数。この場合には、議員が多ければ多いほど良い。しかし、 議員の人数が多いと意思決定が遅くなるデメリットがある。

バランスの取れた議員人数とすること、住民の代表としての議員の役割りをよく考えてほしい。

⑧　議員定数の算定方式 P37

本会議、常任委員会ともに十分な民意が反映される体制であるかが重要。

可児市議会 ：常任委員会は 7 人と決め、3常任委員会＋議長 1 名の 22 名としている。

偶数か奇数かどっちと考える際に、棄権の手法があるため気にすることはない。

アンケートを無作為抽出で実施し、民意をとればそれに従うことが必要となる。

常任委員会の人数は経験則から 7-8 人が一般的となっている。

参考に、企業経営の考え方の視点では、US の事例では、5-7 人、4-6 人となっている。

平成 23 年に基準が無くなったら、周りの議員定数が減って、人数の低いところの議員、人数の削減合戦になってしまうことを懸念している。なお、都道府県は、議員定数を減らさない、減らす圧力が弱いのかも。

人口比例方式という考え方もある。（ 資料 P45）

沼津市は、1 万人にひとりとしているが、市民の代表になれているのかに対して、説明できない。議員が、3500 人、3000 人の住民の意見を拾えているのかとの疑問となる。

地域代表との考え方。（資料 P48）

小中学校、行政区、他のエリアを代表する議員を要するとの考え方。ただし、地元の声が市政に届かないと心配する声もある。この意味では、1 票の格差の視点では、1.4 くらいが上限とみている。

他にも、議会費固定化方式（資料 P49）、類似都市比較方式（資料 P29）、面積人口方式（資料 P54）の考え方がある。

議会の権限と役割については、住民の福祉向上のために選挙で選ばれた議員が決めることが重要。

2. 講座「適正な議員報酬の算定手法を考える」

①議員報酬について

議員報酬とは、議員に対する一定の役務に対する対価として与えられる反対給付という。生活給とは違う、給与とは違う性格のもの。議員に対する一定の役務に対する対価
一方で、給与的なものも含んだ報酬として、国会議員の歳費、地元を離れて東京で生活＝生活給的なものと認識。
議員報酬は生活給ではないため、全て差し押さえの対象となる
期末手当　生活給でないため　期末手当出せないが、国会で昭和 30 年代に期末手当を支給できると改正した。国会の歳費では期末手当出せるため、地方議員にも出せるようにした。
費用弁償、条例で定めている。
議員報酬　政務活動費　期末手当　費用弁償
平成大合併のときに議員年金が破綻するのはわかっていて、はしごをはずした。
100%　60%　まんなかとって　80%　しか議員年金として　総務省が決めた。
②特別職の報酬等について
昭和39年に国から通知が出され、報酬審議会において第三者に判断を委ねられ、かつ長が提出しないと審議会が開かれないこととなった。講師の意見として、法改正が必要と思う。長の意向を持った人が審議会の委員、横並びにすることしか判断しない
議員報酬は、自分で上げる必要性がある。だからこそ定数とセットにして議論・検討すべき。
参考)各国の議会制度
海外　議員報酬はない(原則無報酬)→基礎的自治体の議員は、名誉職的な性格を持ち、通常は議員以外の職務により収入を確保している。
外国で議員報酬は支給されていない、明治時代は名誉職で報酬なし。
地方行政審議会では、議員の報酬を廃止すべきとの意見があった。
③議員報酬に対する考え方について(資料　P17 から)
市議会議長会　報酬についてのデータ出さない　出したくないのかと思ってしまう。
議員報酬　下げるのは自分たちで提案できる
上げるのは　市民からの反発が多い　お手盛りとの批判が出る。
平成 25 年から令和 5 年のデータでは、議員定数を減らした時に議員報酬を増加されている自治体があった。
議員を減らしたときの検証方法はあるのかとの問いに対しては、委員会への影響や審査の質の検証が必要とされるが、実態として委員会のなかで議員が個々人の意見を述べるだけであることがほとんどであり、議員を減らしても　質と量を維持できているの判断となり、これなら議員の定数を減らすことが可能となる。
減額規定があった方が良いと思われる事例→本人が脳梗塞で意識が無い場合には辞職願いが書けない。この場合に、減額規定があれば対応が可能。ただし、出産、拘留、逮捕など、どの場合を想定するのか事前に決めておく必要がある。
議員報酬以外の支給経費として、費用弁償があり、地方自治法 203 条に、「普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることが出来る」とある。費用弁償とは実費弁償と同じ意味であって職務の執行等に要した経費を償うために支給される金銭をいうとされている。この費用弁償は、指定都市において 9 自治体が支給している状況にある。
・政務活動費　上げやすい　住民の理解が得られやすいため(資料　P34)
広報活動にも使えるようにすると良い。それでないと報酬からの持ち出しになってしまう。
議員報酬の考えるにあたっての考慮(資料　P40)

議員報酬の考え方として、執行部職員給与基準方式、長給与基準方式、国会議員歳費比較方式、日当算出方式、行政貢献度算定方式、類似団体比較方式、議会費固定化方式との考え方もある(資料 P45 から)

□所感

市議会議員になって、「議員って普段は何をしているの？」とよく聞かれることがある。講師の話を聞いて、一般の方々にとって議員の活動はわかりにくく、何をしているかわからないと究極的には議員が必要なのかとの話になってしまう懸念があることが理解できた。自分のことに置き換えてみれば、日々の活動を伝えていくことの大切さが再認識できた。

議員をやみくもに減らすのでなく、理論武装も必要とのことであり、一方で、その検証を議会がすべきとの話に納得感があった。今回の研修で伺った委員会中心主義として、5つの常任委員会をそれぞれ 7 名と考え、7 名×5常任委員会＋議長 1 名＝36 名との考え方が適当と感じる。

議員報酬の面では、上記の議員定数の削減のタイミングに合わせ、46 名時と比較してトータル議員報酬では減額になっているが、個々の議員報酬を増額し、議員になりたい方を増やして、そのことで議員の質を高めていくことが必要と思った。

費用弁償について、現在浜松市は支給をしていないが、同じ議員でも市役所の近くに住んでいる方と遠方に住んでいる方では、議会の役務を行うにあたって移動に掛かる費用の自己負担が異ななり、違和感があった。そのため、浜松市においても、住んでいる場所に因って役務への負担が異なることを解消するために、地方自治法に基づいて費用弁償の考え方を持ち込んで支給とすべきと考える。

今回の研修全体を通じて、議員の役割りの特殊性、回りの方からは理解されにくい(わからない)ことの特殊性、議会報酬は役務に対しての対価であり、生活給ではないとの考え方、など多くの学びがあった研修であった。

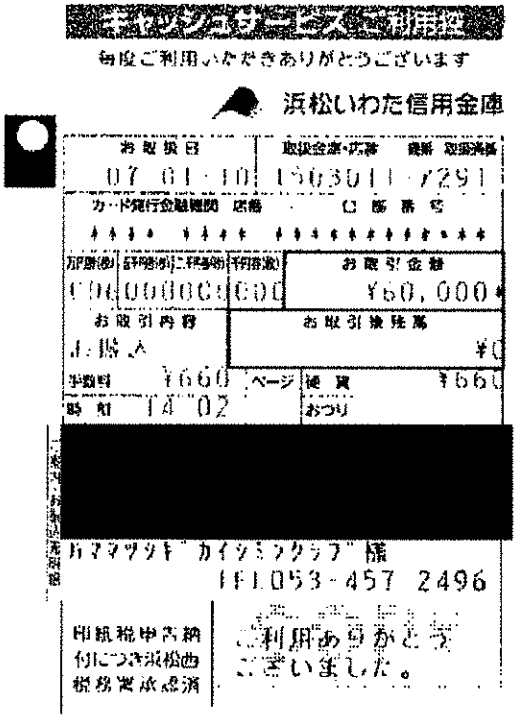
(7)

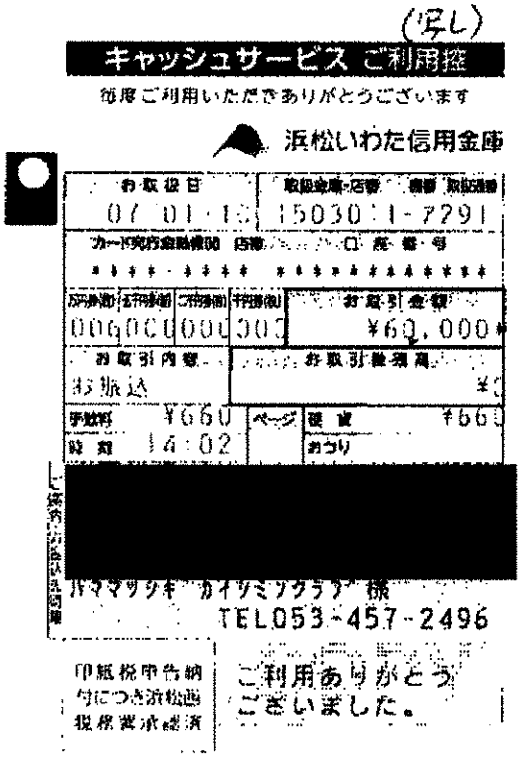
支払証明書

		百	拾	万	千	百	拾	円
金額			¥	6	0	6	6	0

但し　2/3-4地方議員研究会　【当日不参加：資料、USBデータ】
「財政特別研修会」の受講料として㈱CKセミナーへ振込

内訳　真人議員：受講料1講座15,000×4講座=60,000円
振込手数料：660円(ATM現金扱い、他行宛)


キャッシュサービス ご利用控
毎度ご利用いただきありがとうございます
浜松いわた信用金庫
お取扱日 07 01 10
取扱金庫・店番 15030 1 7291
カード発行金融機関 店番 口座番号
**** **** **********
お取引金額 ¥60,000
お取引内容 お振込
お取引後残高 ¥0
手数料 ¥660
時刻 14 02
[redacted]
ﾊﾏﾏﾂｼｷ ｶｲｼﾐﾝｸﾗﾌﾞ 様
TEL053-457-2496
印紙税申告納付につき浜松西税務署承認済
ご利用ありがとうございました。


(写し)
キャッシュサービス ご利用控
毎度ご利用いただきありがとうございます
浜松いわた信用金庫
お取扱日 07 01 15
取扱金庫・店番 15030 1 7291
カード発行金融機関 店番 口座番号
**** **** **********
お取引金額 ¥60,000
お取引内容 お振込
お取引後残高 ¥0
手数料 ¥660
時刻 14 02
[redacted]
ﾊﾏﾏﾂｼｷ ｶｲｼﾐﾝｸﾗﾌﾞ 様
TEL053-457-2496
印紙税申告納付につき浜松西税務署承認済
ご利用ありがとうございました。

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年 1月10日

会派名　浜松市議会市民クラブ

代表者名　北野谷富子 [redacted]

領収証

2025 年 2 月 3 日

[redacted] 様

★ ¥60,000

但 [redacted]

資料・動画データ代として

上記正に領収いたしました

地方議員研究会
〒530-0001
大阪府大阪市北
大阪駅前第2
TEL 050 [redacted]

[redacted]

[redacted]

緊急開催 ⑤

地方議員研究会

財政特別研修

in東京

ベテランから新人まで
今押さえておきたい課題

2025
2.3(月) / 2.18(火)

10:00 - 12:30
自治体財政の基本

・予算書だけをみて質疑は不可能
・議員が見るべき自治体財政
・国と地方の関係性と影響
・地方交付税制度を理解しよう

14:00 - 16:30
令和7年度の地方財政の概要

・この3月の質疑に必須の知識
・政府が予算をつけた事業
・新政権が出す地方創生のメニュー
・国の予算の効果的な使い方
～起債と交付税と補助金の関係～

2.4(火) / 2.19(水)

10:00 - 12:30
決算カード活用研修①

・議員の基本、決算カードの基礎
・あなたの街の決算カードを確認
・財政がわかれば街のお財布事情がわかる
・役所にお金がないと言われたらここを見よう

14:00 - 16:30
決算カード活用研修②

・決算カードからできる質疑ポイント
・比較することで見える街の課題
・実際の質疑例と再質問の手法
・人口減少時代に対応する
財政体質にするために必要なこと



講師
元・廿日市市副市長
川本 達志
かわもと　たつし

1956年広島県生まれ。九州大学法学部卒。
広島県庁において、公務員労務、基礎自治体の行財政指導、契約法務、県財政の健全化計画の策定などに従事。
2005年4月に広島県廿日市市に移り、分権政策部長を経て2008年1月副市長就任。
市の行政経営システム改革、中期財政運営方針の策定、廿日市市協働によるまちづくり基本条例策定などにあたる。
副市長在職中に広島県立大学大学院修了。
2011年12月退職。2012年3月から株式会社野村総合研究所上級コンサルタント。
2014年4月に独立。
著書に「地方議員のための役所を動かす質問のしかた」(2017.7学陽書房)

⬆ FAX 050-6868-9679 ⬆

お申込みは FAX または メールにて

お申込み後、事務局から折り返し「受講確認書」を一両日中にFAXまたはメールにて送付します。「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください。

メール申込み方法	mail@chihogiken.or.jp
FAX申込み書	申込書に記名の上FAXで050-6868-9679 参加される講座にチェックボックスへ☑チェックください。

2.3（月）
- ☑ 自治体財政の基本 10:00～12:30
- ☑ 令和7年度の地方財政の概要 14:00～16:30

2.4（火）
- ☑ 決算カード活用研修① 10:00～12:30
- ☑ 決算カード活用研修② 14:00～16:30

2.18（火）
- ☐ 自治体財政の基本 10:00～12:30
- ☐ 令和7年度の地方財政の概要 14:00～16:30

2.19（水）
- ☐ 決算カード活用研修① 10:00～12:30
- ☐ 決算カード活用研修② 14:00～16:30

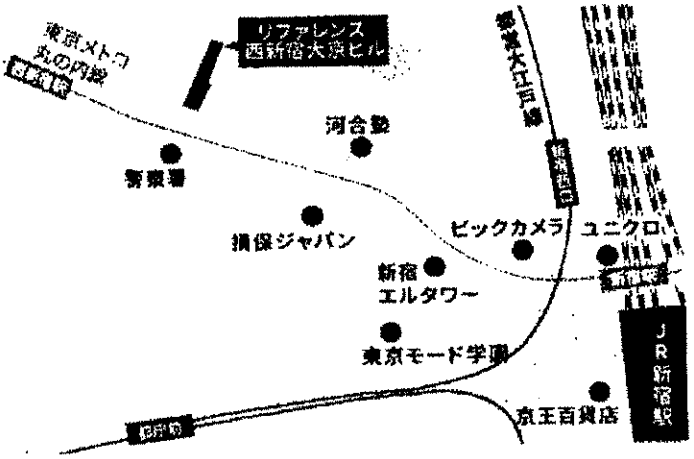
お名前	（フリガナ）スズキ マサト 鈴木眞人	議会名	浜松市議会（2期目）
電話番号	[redacted]	FAX番号	（053）457－2486
E-mail	[redacted]		
領収書宛名	ご本人様名 ・ その他（浜松市議会 市民クラブ）		
会場の参加を希望せず、郵便サービスでのお申込みの方はチェックしてください	☑ 当日不参加（資料、USB動画データ、領収書 郵便希望） 動画データの無断転載等はしないことに同意して申込みます ※定員がございますので、チェックされた方は来場されてもご入場をお断りさせていただきます。必ず欠席される方のみチェックしてください。		
郵便先の住所 ※郵便希望の方はご記入ください	郵便番号（430－8652）浜松市中央区元城町113-2		

リファレンス西新宿大京ビル

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目21-3

- 東京メトロ丸の内線「西新宿」駅 【J番】出口より 徒歩1分
- 都営大江戸線「新宿西口」駅 【04番】出口より 徒歩8分

Google マップ



受講料 1講座 15,000円（税込）
※チェックボックス1つにつき15,000円となります
受講料は「受講確認書」到着後に事前にお振込みをお願いします。
※キャンセルは、7日前までにご連絡ください。

お問合せ事務局 地方議員研究会
050-6868-9678
050-6868-9679
mail@chihogiken.or.jp
〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル2階5-6号室

⑤

令和7年1月8日(水)

静岡県浜松市議会 市民クラブ
鈴木真人 様

地方議員研究会
CKセミナー事務局
電話 050-6868-9678
(平日9～12時、13～17時)
FAX 050-6868-9679

受講確認書

このたびは、地方議員研究会主催　研修会にお申込みいただきありがとうございます。
お申込みいただきました内容を下記のとおりご確認申し上げます。
つきましては、お確かめのうえ、事前に受講料のお振込みをお願いいたします。
キャンセルの場合は、必ずご連絡をお願いいたします。
お振込み確認後、入金確認のご連絡をいたします。
資料、USB動画データ、領収証は、お振込み確認後、開催後7-10営業日中に郵送いたします。
データの無断転載等はご遠慮願います。

記

お申込み講座	金額	備考
① 2025年2月3日(月)10時～川本講師【東京】自治体財政の基本	¥15,000	不参加
② 2025年2月3日(月)14時～川本講師【東京】令和７年度の地方財政の概要	¥15,000	不参加
③ 2025年2月4日(火)10時～川本講師【東京】決算カード活用研修①	¥15,000	不参加
④ 2025年2月4日(火)14時～川本講師【東京】決算カード活用研修②	¥15,000	不参加

領収書宛名：　浜松市議会 市民クラブ 様

ご請求額：　¥60,000

【 お振込み口座 】※振込手数料はお客様負担でお願いいたします。

[redacted]

お届け先：〒430-8652
静岡県浜松市中央区元城町103-2

令和7年1月10日(金)

静岡県浜松市議会 市民クラブ
鈴木真人 様

地方議員研究会
CKセミナー事務局
電話 050-6868-9678
(平日9～12時、13～17時)
FAX 050-6868-9679

入 金 確 認 書

このたびは、地方議員研究会主催　研修会にお申込みいただきありがとうございます。
受講料のお振込みを下記のとおり確認いたしました。
資料、USB動画データ、領収証は、開催後7-10営業日中に郵送いたします。
データの無断転載等はご遠慮願います。
またのご利用をお待ちしております。

記

お申込み講座	金額	備考
① 2025年2月3日(月)10時～川本講師【東京】自治体財政の基本	¥15,000	不参加
② 2025年2月3日(月)14時～川本講師【東京】令和７年度の地方財政の概要	¥15,000	不参加
③ 2025年2月4日(火)10時～川本講師【東京】決算カード活用研修①	¥15,000	不参加
④ 2025年2月4日(火)14時～川本講師【東京】決算カード活用研修②	¥15,000	不参加

領収書宛名：浜松市議会 市民クラブ 様
お振込み金額：¥60,000
お振込み日：令和7年1月10日(金)
お振込み名義：浜松市議会 市民クラブ 様

お届け先：〒430-8652
静岡県浜松市中央区元城町103-2

自治体財政の基本

地方議員研究会統括コンサルタント

川本達志

315

(5)

全38頁

2025/3/2

地方財政セミナー受講報告書

市民クラブ　鈴木真人

□講座　財政特別研修　（講師　元･廿日市市副市長　川本達志　氏）

日時　2025年2月3日(月)、4日(火)開催

テーマ　･自治体財政の基本

･令和7年度の地方財政の概要

･決算カード活用方法①

･決算カード活用方法②

受講方法　上記講座の録画視聴にて受講

□目的　2025年度当初予算審査に向けて　本講座にて自治体財政の基本、令和7年度の国の考え方、決算カードの活用などを学び、市議会議員としての審査に対する力量を上げるため。

□所感

･財政について、財政用語、財政用語間の関係など地方財政制度の体系的な学びを通じて歳入･歳出の両面で、幅広く学ぶことが出来た。特に、これまでは歳出にのみ関心が高かったが、行政が使えるお金を増やすためにも歳入にも関心を高くする必要があり、その際の視点についての学びがあり、大変役に立つ研修受講となった。

･今回の研修では、自治体財政を分析するツールとしてRESASや総務省HPのデータを活用しており、その手法を学ぶことが出来たことも今後の議員活動に生かしていかなければいけないと感じた。(本報告書に添付の参考資料1, 2, 3)

□受講内容(メモ)

1. 自治体財政の基本

･地方予算は家計と同じ現金会計　･地方交付税を理解が重要

･国と地方の関係性と影響

･議会には予算提言権がないため事業シートの評価をチェックして成果の確認をすることが重要

予算も大事であるが、議員の責務として決算主義にすべき

首長に提言するのであれば、一議員が言っていることではなく、議会が言っていることにしないといけない。そのために決算であれば、議長名、すくなくとも委員長名での提出が必要。

予算を作る側としては、そこまでやらないと予算に反映できない。

事業シートにどこまで書かれているかがポイント

事業の目標は、その成果は目標に対して　成果ではなく、事実が書いてあるだけ

どういう目標に対してどういう成果があったのかを評価として確認することが重要。

予算編成の視点を分解＝質問･質疑の視点

あるべき姿を明示して問題点を洗い出す。

予算主義だと　これで良い　意図した成果が出たのかを確認して、行政的に落とし込む

例として明石市のおむつ定期便　相談を受けれる場所を作りましょう　これを行政的にどうするおむつ定期便をツールにして困っている人をつなぐことが目的であったはずで、その評価があるべき

･自治体ごとの地方財政制度(財政用語の学習)

地方交付税の仕組み 基準財政需要額、基準財政収入額、標準税収額、留保財源、普通地方交付税の関係、財政力指数、経常収支比率、特定財源、国庫支出金、県支出金、

2. 令和７年度の地方財政の概要

国 地方財政対策 令和７年度 歳出 歳入 ともに 94 兆円
国が地方の財源を保証する必要があり、いくら国が交付する
地方一般財源 67.5 兆円 +1.8 兆円
計算で出てくる 給与関係費 公債費
難しい 投資的経費 (自治体の意図で異なる)
国 防災、耐震化 の意図があれ伸び率に出てくる
物価高騰率
一般行政経費 2つに分かれる
公共施設の管理 小中学校 決まっている やらなければいけない
地方創生、DX推進 自治体の取り組みで異なる
国の意思が入れば その分経費として 政策的な意図があるものが入っている
政策的 事務的 の両方が入っている
12 月の終わりまで 総務大臣と財務大臣で話をして決める
これは当初見込み 国税納付がふえれば 企業の決算が良ければ税収増える
後に交付税の増額補正も起こりうる
国の思惑を知ることで チェックができる
国の意図を示しているだけで でも自由に使える
しかし、地方は国の方針に従って決めがち 安心、考える必要がないため
予算決定権にものを言う場を議会にもとめるべき
来年度 どのくらいに見積もりになるのかを話し合うべき
議会が代表機関としてもてる はず やるか、やらないかだけ
・地方債計画
通常債 建設債のみ 一般財政額が増える →やれることの選択肢が増えること
+αで使えるもの 投資的事業、政策的な事業(ソフト 建設以外)
地方債計画では どういう地方債 示すことで こういう事業をと国は言っている ただの借金ではない 将来 交付税で還る 補助金と同じ 普通地方交付税 総務省 94%
特別地方交付税 残り6% 特別な需要があったところに 意図して誘導財源
・地方創生はどこでやるのか(2種類)
一般財源で 何でも好きにやってくれ 自由に 19兆円のなかで
内閣府 地方創生交付金 新しい生活、、と名前変わった 2000億円
別枠 国の補助金 内閣府の補助金
国庫支出金に入っている 一般財源になる 100%ではない 一般財源で残り
自治体 1700 あるので 1 億円くらい 大したものではない
過去の地方創生 1 億円／自治体 交付税で増やした
・デジタル活用推進事業債の創設
今回 システム開発にも地方債が使えることになった
5 年償還 45%の補助金をもらえる
全体の人口が減っている＝公務労働の職員減る やるべきこと増える→DX進めないといけない

公共施設の集約化・複合化の推進
公共施設等適正管理推進事業債(充当率 90%、交付税措置 505
・緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等
充当率 100% 地方交付税措置率 70%
6年度資料から 消防指令システムの標準化 指令センター
消防の広域化 女性専用施設 部物資輸送に活用するドローンの整備 トイレカー
当初予算の増額補正ができる 組長の予算提案権を侵害してはならない
予算提案権 修正動議で出していける 1/12 の道義があれば 緊防債とすればよい
・水道の防災対策
八潮市 県の整備 これは水道管 耐震性のない水道管がけっこうある
水道は企業会計のため100%起債
上積み 前倒しでやるのであれば 半分 50%水道事業債
50%一般会計出資債 このうち/1/2 は普通交付金措置
将来 1 県1水道事業になる時代がくる 技術継承 一元化しかない
水道事業の広域化 投げかけてほしい
広島県 連合作って 参加する字町村を募っている
震災復興でも 県の水道事業 防災のためにも広域で
・病院事業債 災害対策 地方財政措置もある
・地方創生の話 特別交付税 で 交付税措置をすると言っている
1二地域居住・関係人口に係る特別交付税措置の創設
2地域活性化起業人 シニア層の活用を創設
3地域おこし協力隊
4ふるさとミライカレッジ
5事業継承人材等と地域企業のマッチング
公立高校における地域の担い手の確保・育成の推進
特別交付税措置
物価高への対応
こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保
一般行政経費に入れて措置している 2410 億円の増
こども・子育て支援加速化プラン こども家庭庁が管轄
こども計画 作ろうとなっている 網羅して入っている
認可保育園 処遇改善 10% 給与を上げる 来年度もあげる
補助金でいれるため 給与になっているかをチェックする仕組み必要
低所得世帯等のこども・若者の貧困対策(若い世代の生活と学びへの支援)
発達に特性のあるこどもと家庭への支援
療育開始に 1 年待ち 来年度から事業を創設
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
国が 3/4 補助 市町でやらなくても良いがなぜやらないのかの説明必要
こども・子育て支援事業債(仮称)の創設(令和6年度~)
施設整備、施設の環境改善
5 年間 毎年 500 億円 充当率 90% 交付税措置 50%(30%)
やっていますかの問いかけが必要 現場を見るのは議員のみ 職員は見る時間無し

地域脱炭素の一層の推進(令和6年度～)
脱炭素化推進事業債の拡充
電気料金で回収する以外の費用の充当率 90% 交付税措置 50%
地域内で使う電気・エネルギーにもこの起債が使えることになった
・地方創生予算(案)
新しい地方経済・生活環境創生交付金 2000 億円
国の予算が可決されていないため当初予算には載っていない
地方創生交付金の推移
国 12 月補正 5.7 兆円
新しい地方経済・生活環境創生交付金 1000 億円
交付税の増額補正 7926 億円 →2 月の補正予算に入って 繰越明許費になっているはず
公共事業 1.4 兆円
国交省 5月に公共事業の概要が届いて初めて審議の机上にのり 補助の是非を検討となる
そのため今からとなると令和 7 年 5 月に国交省に届けて、令和 8 年度工事となるのが最速
歳入 国庫支出金 国が決めている
地方債 臨時財政対策債が入っている その分減っている- 0.2 兆円

3. 決算カード活用研修①
指定団体 過疎地域、地域指定など
一部事務組合の加入状況 →会計から外れるため知っておくべき
性質別 比較するために 人件費は性質別に見るべき
目的別 予算書の作り
普通会計 公営企業会計を外している(独立採算で行う)
財政指標
面積 財政を比較するときに 重要な要素
比較するのであれば同じような都市でないと意味がない
地方公共団体のカネを見える化する
地方消費税交付金 県からもらう
国庫支出金 (補助金、交付金、負担金)
自衛隊 僕大な土地 固定資産税かからない分 ()金
大事なことは 自由に使える一般財源が重要になる
特定財源 使途が特定されているため その制度を利用するかどうか
予算審査は、自由に使えるお金の使途を審査すること
特定財源と一般財源の関係
幹線道路は 50% 国庫支出金、45% 地方債 残り 5%が市の一般財源
起債充当率 財政計画がないと 作らないと 作らせないと 意思決定をする上で必要
給食費の無償化 国、県の補助メニューがないから全て一般財源となる やるか・やらないかは議会の判断
歳入のなかで経常一般財源を確認する必要がある
地方税のうち目的税 都市計画税 一般財源ではない
ふるさと納税はうばいあい
明渠繰越金 目的が決まって繰り越されたもの
臨時財政対策債 地方交付税の足りない分 地方も痛みを感じろと半分は地方で借りる

借りなかったら 借りる・借りないは 令和7年度 ゼロ 国の税収いっぱいあるから
予算審査において歳入の審査をしないのはおかしい 歳入を増やす議論があるべき
超過課税分 ある・ない 個人にも出来るがやらない 法人にはできる
固定資産税の超過課税やっている市もある
目的税 都市計画税 0.3%が上限 ここまで上げられる
法定外目的税 宿泊税 金沢市 作っている 何か作るのは可能ではある
・地域地域循環図 RESAS 地域分析ツール
収入の話は経済の話 税源・資源をどう生かしていくのか 産業振興面は歳入に重要
税の徴収率 99.5%以上を目指すべき 99%は低いと意識すべき
まずは現年の徴収率を上げないと
1%出来ていない理由を聞かないといけない
多くの理由は滞納 滞納しているところに行けていない
源泉の人は自動支払い 申告課税の人 催促、差し押さえまで行うべき
財源保証機能 普通地方交付税での仕組み
標準財政規模 毎年決まって入ってくる収入のこと
留保財源 自治体独自で出来る部分を設けている
標準的にやっていれば自治体は赤字になることはない
夕張市 人口が10年で半分 税収も半分
職員、学校が半分になった 石炭がなくなり、観光を作ろうとした
ホテル、スキー場、 →赤字 市が補填 粉飾決算で赤字を見せない操作
国の管理下になってしまっている
・基準財政需要額
10万人のまちを想定 単位費用 × 測定単位 × 補正係数
交付税の算定方法の改善を求める要望をしている →担当の総務省に提出
基準財政需要額に 地方創生、DXなどは入っているのか？ →入っている
義務的なものと政策的なものが入っている
かといって地方創生に必ず使わなければならないわけではない 決めるのは議会
実質収支比率 実質収支額／標準財政規模 3-5%が妥当と言われる
もらった税金はその年に使ったサービスをしてください 大きくなったら原因をきいてほしい
予算の見積もりが甘い 歳出を甘く 8しか必要 10見積もったら 予算編成時の査定の甘さ
適正な規模にする根拠を示さないといけない
・お金がない 財政の弾力性がない(収支ひっ迫) or 貯金がない(備えがない)
・財政調整基金 税金を溜めるのであれば 理由がほしい
景気が冷え込んだ場合に 基金を当てて 標準的な行政サービスが必要
標準財政規模の10-20%あれば良い
執行部と議会で財政調整基金の水準を共有しておくことが必要 目標設定し共有することが必要 支出は行政サービスとなるため そのレベルとなる
・経常収支比率
行先が決まっているいる以外のお金 投資に回せる 自由に新しいサービスに使える
議会の意思をまとめる 権限の源泉
まとめないと 政策立案提言はできない
プロセス をもたないと 新しい
政策立案検討会議 市民との対話 議会で 組長に提言する

やらないのであれば　不信任　政治をするのはこういうこと　議会という機関がもっている権限
会津若松市はやっている

4. 決算カードの活用研修②

税収に関する質問

視点として、少子高齢化を伴う人口減少は避けることができないこととなる。これからの税収減確保について基本的な考え方を問う。

RESAS から　地域経済循環図

生産での付加価値額を分配(所得)→所得からの支出　支出による

議会のなかで民間地域経済についても話をするとよいと思う。

・収支状況

実質収支が過大な場合

赤字決算　福井市　平成 29 年度　豪雪　除雪作業に経費として掛かった

議会が財政調整基金を少ないことを許していたことが問題

過大な職員数、投資、サービスになっていないかの視点が重要

・財政調整基金　適切さの視点

災害　災害救助法の適用　大規模災害の際には、県が負担することになる

基金を取り崩すことはほぼない

復旧事業　100%災害復旧事業債が使える

市　災害のための税収が落ち込んだら　あくまでも税収面に適用する

過大に持つ必要がない

質問の視点　過大、過小の場合には、適正な目標額を定めるべき

減債基金　繰り上げ償還のための積み立てと考えるべき

・財政投融資基金

民間資金　民間から借りる　繰放資金

自治体の生活費を見てみよう

市役所の人と組織が活動するためにかかるカネ

代表的　人件費　扶助費　公債費　自由度の幅に関わってくる

自治体の性質別歳出内容　他自治体との比較に使うと問題がわかる

・経常収支比率　財政の弾力性　今は 90%前後は一般的なところ

上回っている場合にはどこに問題があるのかを調べる必要がある

質問の視点　弾力性を確保しておくことが財政運用上重要

・財政状況資料集を活用

財政状況資料集(総務省 HP)　研修で使っている決算カードの情報もある

職員給与　静岡県高い？　ラスパイレス指数

人事院勧告は、国家公務員のため　市のために勧告はしない

給料表の使い方　初任給をひとつ上にあげれば別に給与表がある　人材が来ないとなると　初任給を上げる　国家公務員より高い状況になっている可能性がある

55 歳から昇給しないことが一般的　そうなっていないとしたら原因を知っておく必要がある

税収が落ち込むような場合には給料カットも最悪考える必要がある。

笠間市、三島市　職員給与の違い　理由知っておくべき

・経常収支比率

類似自治体との比較が見えやすく、問題がわかりやすくなる

個別の問題がわかる、財政構造が見えてくる
・定員管理調査　総務省のHP
部門別職員数の一覧　部門別のさらに細かいもの
自分の自治体調べても比較のしようがない　そのため類似団体で調べることが有効　→財政に聞けば良い　職種別が見やすい　自治体の経費で　人件費が一番掛かっている
人件費が適正化になれば、その分自由になるカネが増える。そのためにDX　は進めるべき
AI　文書作成をAIで進めれば　あいさつ文　などの定型的なもの
人口減少を見据えれば、職員数は効率化で考えざるを得ない時代
・物件費　最も大きいのが委託料＝公共施設の管理経費・委託料
需用費　リース料、コピー機の管理費
物件費が高い場合　公共施設等総合管理計画　個別施設計画　の進捗
国は、公共施設等適正管理事業債が設けている
管理費が高くなって、古くなれば維持管理費がかさむことになる
財形状況資料集(総務省HP)でも見ることができる
13-1のシート　施設　減価償却の進み具合＝老朽化が見える
道路、公営住宅(福祉住宅　所得制限がある)、学校、認定こども園等
・公債費
実質公債費比率　18%超えると許可制になる　それ以下であれば協議制
18%までは必須　まず18%にはならない
実質公債比率　3カ年平均　計算式に入れて算出　プライマリーバランスの黒字化
・将来負担比率
大きいのは地方債残高　将来負担行為の支出予定額
早期健全化基準　市町村350%　都道府県400%
・公共施設の整備
公債比率を高くしないように　進める　そのためにも財政計画が必要
予算審議する場合　将来も見て　そのなかで来年度分予算の審査するのが本来の姿
裾野市　総務省出身　財政非常事態宣言を考えていたが、
副市長になって　財政計画を使って　非常事態宣言をしなかった
・中長期の財政計画の必要性
財政の問題点を改善するためには、将来の財政運営をどうするのか方針・計画が必要であり、予算審査も、中長期の財政計画を前提に議論すべき。

令和4年度　財政状況資料集

総括表（市町村）

都道府県名	静岡県	市町村類型	政令指定都市
市町村名	浜松市	地方交付税種地	1-6

人口		
	令和2年国調（人）	790,718
	平成27年国調（人）	797,980
	増減率　(%)	-0.9

住民基本台帳人口（※2）		
	令05.01.01(人)	782,704
	うち日本人(人)	765,958
	令04.01.01(人)	785,771
	うち日本人(人)	770,775
	増減率　(%)	-0.4
	うち日本人(%)	-0.6

面積（km²）	1558.06
人口密度（人/km²）	508
世帯数（世帯）	320,748

産業構造（※1）			
区分	令和2年国調	平成27年国調	
第1次	14,219	15,563	
	3.5	4.0	
第2次	134,905	134,582	
	33.9	34.4	
第3次	248,779	240,799	
	62.6	61.6	

指定団体等の指定状況	
財政健全化等	×
財源超過	×
首都	×
近畿	×
中部	○
過疎	×
山振	○
振興発	×
特振普通交	○

職員の状況（※8）

特別職等	区分	定数	1人あたり平均給料月額(百円)
	市区町村長	1	12,770
	副市区町村長	3	9,230
	教育長	1	7,660
	議会議長	1	6,030
	議会副議長	1	5,170
	議会議員	44	5,480

一般職員等（※3）	区分	職員数（人）	給料月額（百円）	1人あたり平均給料月額(百円)
	一般職員	4,434	14,388,330	3,245
	うち消防職員	988	2,762,992	3,134
	うち技能労務職員	175	624,405	3,568
	普通会計職員	3,952	14,092,692	3,566
	臨時職員	295	845,585	3,003
	合計	8,681	29,396,987	3,283
ラスパイレス指数				100.1

区分	令和4年度(千円)	令和3年度(千円)
歳入総額	386,006,285	394,601,514
歳出総額	381,204,906	383,252,465
歳入歳出差引	14,801,379	11,349,049
翌年度に繰越すべき財源	5,482,924	4,115,682
実質収支	9,318,455	7,233,367
単年度収支	2,085,088	753,312
積立金	4,316,371	3,715,067
繰上償還金	0	0
積立金取崩し額	5,000,000	0
実質単年度収支	1,401,459	4,468,179
基準財政収入額	135,443,030	134,654,083
基準財政需要額	170,055,622	167,258,155
標準税収入額等	173,334,832	167,290,917
普通建設事業費（※4）	203,515,549	201,877,224
歳入一般財源等	263,091,484	262,468,552
地方債現在高	248,257,808	248,445,630
うち公的資金	46,968,587	49,827,784
地方債現在高（臨時財政対策債除き）	113,801,180	111,298,074
債務負担行為額（支出予定額）	122,787,056	132,697,197
収益事業収入	3,256,260	3,423,318
土地開発基金現在高	1,008,960	1,008,670
積立金現在高 財政調整基金	13,396,070	14,461,699
積立金現在高 減債基金	772,553	677,632
積立金現在高 その他特定目的基金	36,906,254	37,965,043

区分	令和4年度(千円・%)	令和3年度(千円・%)
実質収支比率	4.2	3.2
経常収支比率	90.1	89.1
（参考）	(95.3)	(96.5)
標準財政規模	218,550,573	227,207,392
財政力指数	0.82	0.85
公債費負担比率	13.2	14.4
健全化判断比率		
実質赤字比率	-	-
連結実質赤字比率	-	-
実質公債費比率	4.4	4.8
将来負担比率	-	-
資金不足比率（※4）		

一般会計等の一覧

項番	会計名
(1)	一般会計
(2)	都市文字高等地域資金貸付事業
(3)	公共用地取得事業
(4)	育英事業
(5)	学童等保育所事業
(6)	公債管理

事業会計の一覧

項番	会計名
(7)	国民健康保険事業
(8)	介護保険事業
(9)	後期高齢者医療事業
(10)	中型船取得融資事業
(11)	駐車場事業

公営企業（法適）の一覧

項番	会計名
(12)	病院事業
(13)	水道事業
(14)	下水道事業

公営企業（法非適）の一覧

項番	会計名
(15)	と畜場・市場事業
(16)	基幹集落排水事業
(17)	本牧埋立事業

関係する一部事務組合等一覧

項番	組合等名
(18)	浜名湖競艇企業団
(19)	浜名斎園組合
(20)	静岡県後期高齢者医療広域連合（一般会計）
(21)	静岡県後期高齢者医療広域連合（特別会計）
(22)	静岡地方地滑防止事務組合

地方公社・第三セクター等一覧

項番	団体名	(※3)
(23)	（公益財団法人）浜松国際交流協会	
(24)	（公益財団法人）浜松市文化振興財団	
(25)	（公益財団法人）浜松市社会福祉振興協会	
(26)	（公益財団法人）浜松市シルバー人材センター	
(27)	（社会福祉法人）浜松市社会福祉事業団	
(28)	（公益財団法人）浜松都市開発公社	
(29)	（一般財団法人）浜松浜名湖公社	
(30)	（公益財団法人）浜松地域イノベーション推進機構	
(31)	（公益財団法人）浜松市勤労福祉協会	
(32)	（公益財団法人）浜松市花みどり振興財団	

（注釈）※1　財政収支比率の（ ）内の数値は、「退職手当債（特例分）」「臨時特例債」及び「臨時財政対策債」を除いて算出したものである。
※2　各会計の一覧は主な会計（10会計まで）を記載している。
※3　地方公共団体が債務保証等を行っている出資法人で、都道府県の貸出対象となっている団体については、「地方公社・第三セクター等」の団体名に○印を付与している。
※4　実質不足比率欄には、実質が不足している会計のみ記載している。
※5　産業構造の比率は、分母を就業人口総数とし、分類不能の産業を除いて算出。
※6　職人性職員数の統計から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、「給料月額（百円）」と「一人あたり給料月額（百円）」を「アスタリスク（＊）」としている。（その他、数値のない欄については、すべてハイフン（－）としている）。
※7　人口については、調査対象年度の1月1日現在の住民基本台帳に登載されている人口に基づいている。
※8　職員の状況については、令和4年度地方公務員給与実態調査に基づいている。

参考資料2

地域経済循環図

2018年

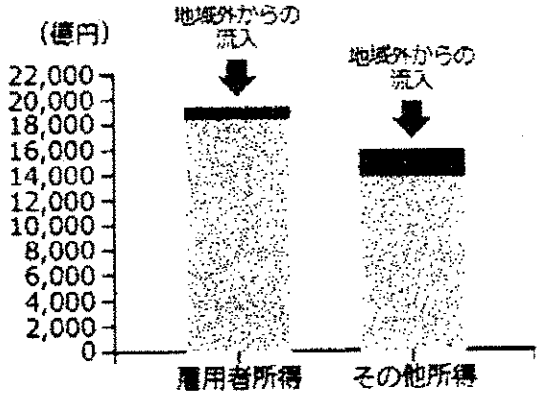
地域経済循環率

89.6%

指定地域：静岡県浜松市

分配（所得）

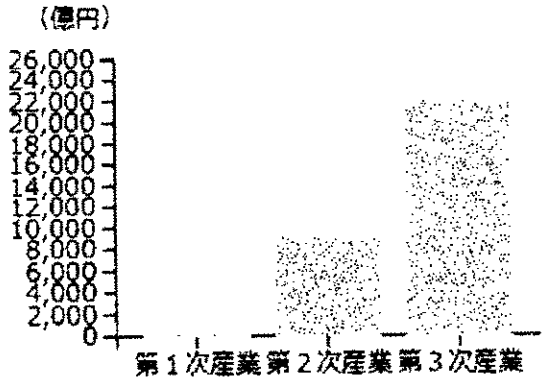
所得への分配
31,498



詳細を見る

所得からの支出
35,169

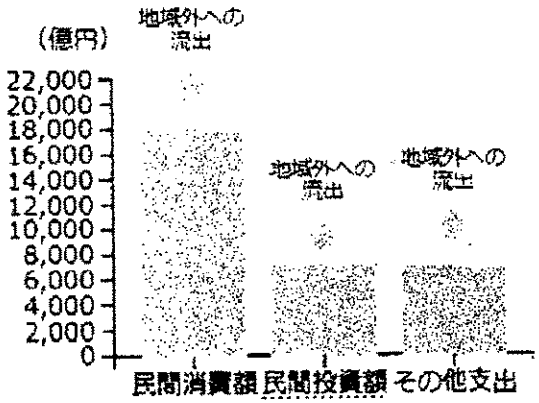
生産（付加価値額）



詳細を見る

支出による生産への還流
31,498

支出



詳細を見る

【出典】
環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」（株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成）
地域経済循環分析　http://www.env.go.jp/policy/circulation/index.html

参考資料3

第4表　職種別職員数（一般行政部門職員）≪指定　市≫

（1／2）

（単位：人）

区分 / 指定都市名	専門員(福祉)・事務員(福祉)	医師・歯科医師	看護師	薬剤師・臨床検査技師	その他の医療技術者	獣医師	薬剤士	農業等普及指導員	農林水産技師	動植物飼育員	建築技師	土木技師	保育所保育士	施設保育士・寄宿舎指導員等	食品・環境衛生監視員	その他の一般技術関係職	生活・作業等指導員	生保担当ケースワーカー
札幌市	0	31	47	254	85	11	50	0	73	33	208	577	335	177	47	481	17	736
仙台市	0	11	6	214	30	37	58	0	22	31	172	358	638	31	84	388	0	188
さいたま市	7	13	60	203	103	15	22	0	11	0	178	404	844	45	89	229	0	193
千葉市	1	5	52	147	25	12	74	0	32	0	127	283	707	23	88	224	10	201
横浜市	4	38	22	577	154	6	46	0	89	3	556	935	1,065	137	256	870	218	731
川崎市	0	16	34	204	78	40	67	0	9	4	280	434	484	28	135	251	16	334
相模原市	3	7	1	117	59	23	20	0	0	0	86	198	365	7	0	73	52	161
新潟市	2	5	6	153	27	25	26	0	35	0	79	271	656	48	18	107	30	121
静岡市	1	5	34	124	62	21	31	0	3	21	93	358	30	0	0	108	0	95
浜松市	0	6	20	171	64	28	21	0	0	7	96	276	281	0	0	130	0	73
名古屋市	14	45	603	399	225	50	56	0	0	48	334	706	1,241	170	209	668	66	399
京都市	0	27	39	331	74	36	32	0	100	0	300	459	281	112	161	259	0	376
大阪市	5	51	112	482	128	4	49	0	0	0	400	815	855	165	278	375	166	1,009
堺市	4	10	9	140	31	8	28	0	0	0	156	325	291	11	41	175	41	179
神戸市	1	17	19	301	23	5	18	0	55	22	243	413	834	14	178	345	9	325
岡山市	2	6	1	125	7	12	13	0	46	0	81	235	631	11	34	96	0	113
広島市	1	26	3	219	9	24	15	0	80	0	192	483	1,156	36	89	269	0	207
北九州市	1	10	23	143	30	17	25	0	24	0	150	458	245	23	58	255	0	242
福岡市	1	15	0	249	8	44	11	0	41	22	252	459	152	28	45	385	0	378
熊本市	0	11	10	148	45	21	32	0	33	21	117	387	225	15	28	185	11	133
合計	47	355	1,101	4,701	1,247	439	694	0	653	212	4,080	8,834	11,316	1,079	1,818	5,873	636	6,194

6

令和7年 3月 11日

会派名　浜松市議会 市民クラブ
代表者　北野谷富子 様

会派名　浜松市議会 市民クラブ
氏　名　花井　洋介 [redacted] ㊞

出　張　届

下記により、政務活動のため、出張することになりましたので届け出ます。

記

1. 出張者　　花井　洋介

2. 期間及び出張先　　2025年3月25日　東京都豊島区東池袋

3. 目的　　地方議会議員セミナー受講

視察依頼書送付願

令和　　年　月　日

浜松市議会議長　　様

会　派　名　浜松市議会 市民クラブ
代表者氏名　北野谷富子　　㊞

上記のとおり、所属議員が政務活動のため、出張することになりましたので、視察先あての視察依頼書の送付をお願いします。

同時開催！オンラインセミナー

議員力向上セミナー
～財政を理解し、質問力を向上するために～

3月25日(火) in 東京

◆10:00～13:00

財政を理解して、より説得力のある政策提案につなげよう！

1. 自治体財政の基本の基本
2. 地方交付税制度のいろは
3. 単年度会計の罠に陥らない　～今後の収支見通しの重要性
4. 予算も決算も、しっかりチェック！
5. 厳しい財政改革に取り組んだ尼崎市の事例から

◆14:00～17:00

戦略的一般質問のススメ

1. 議員としての自己分析
2. 一般質問は戦略と獲得目標を明確に
3. 市長視点での「よい質問」
 「イマイチな質問」
4. 市長答弁と職員答弁
5. 予算だけでなく実施された施策の評価も！



講師：**稲村和美**
【前尼崎市長】

1972年生まれ、神戸大学法学部卒業、神戸大学法学研究科修了。
大学在学中に阪神淡路大震災。避難所でのボランティア活動が原体験に。
神栄石野証券(現SMBC日興証券)を経て、2002年白井文元尼崎市長の選挙スタッフとなり、2003年より兵庫県議会議員として２期務めたのち、2010年尼崎市長として３期務める。課題先進都市から課題「解決」先進都市へ！を合言葉に行財政改革、まちのイメージ向上、市民参画を推進。2022年後継にバトンを託し市長退任。県議、市長ともに無所属で活動。

㈱廣瀬行政研究所

お申込みはホームページからお願いいたします。 廣瀬行研 検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

https://www.hirosegyoken.jp

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

フリガナ	ハナイ ヨウスケ
お名前	花井 洋介
所属先	浜松市議会
領収書宛名	市民クラブ
ご住所	(〒 433 - 8127) 静岡県浜松市中央区 和合北 2-7-1
TEL	[redacted]
FAX	(053) 457 - 2486
E-mail	[redacted]

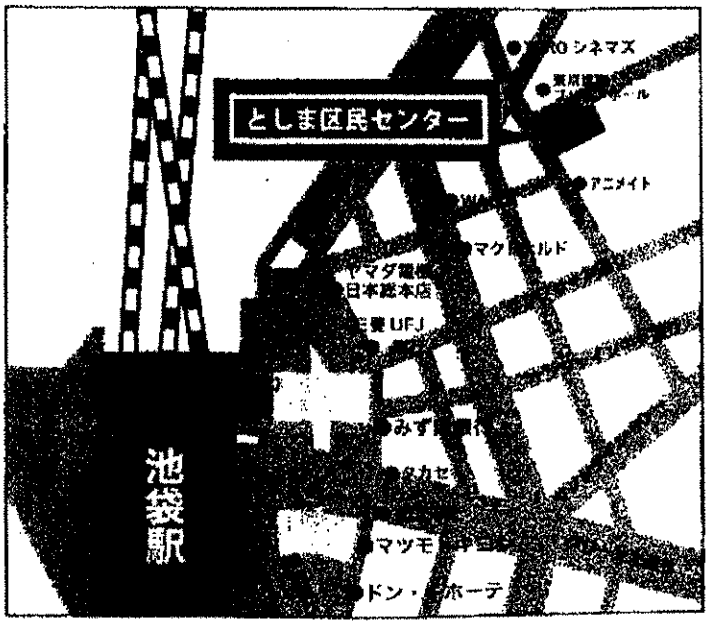
参加希望講座のチェックボックスに ☑ をお願いいたします。

☑ **3月25日(火)10:00～13:00 東京**
財政を理解して、より説得力のある政策提言につなげよう！

☑ **3月25日(火)14:00～17:00 東京**
戦略的一般質問のススメ

※オンラインによる受講をご希望される方は、
チェックボックスに ☑ をお願いいたします。
☐ **オンライン受講**
※オンライン受講ご希望の方は必ずE-mailをご記入ください。

★キャンセルは7日前までにメールまたはFAXにてご連絡ください。
※お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたはFAXにてご送付させていただきます。
※受講確認書をご覧いただき、受講料は事前にお振込みをお願いいたします。
※お一人様につき1つの講座の申し込みが必要です。1つの講座の申し込みで複数人が視聴することはできません。



受講料 各講座受講 15,000円(税込)
2講座受講 25,000円(税込)

開催場所 としま区民センター

JR山手線、埼京線、東武東上線、西武池袋線
地下鉄丸の内線 / 有楽町線 / 副都心線
池袋駅東口 徒歩7分

お問い合せ・事務局
(株)廣瀬行政研究所 112-0011 東京都文京区千石2-34-6 https://www.hirosegyoken.jp
TEL 03-6912-1930 FAX 03-6912-2280

令和７年３月１１日

浜松市議会
花井 洋介　様

受講セミナー確認書

(株)廣瀬行政研究所
代表取締役　廣瀬和彦

(株)廣瀬行政研究所主催セミナーへのお申込みありがとうございました。
以下の内容で申込みを受け付けました。
内容に誤りがないかをご確認ください。誤りや申込み内容に変更がありましたら、弊社宛にＦＡＸ又はE-mailにて修正・変更内容のご連絡をお願いします。

【申込みセミナー】
３月２５日(火)
午前：財政を理解して、より説得力のある政策提案につなげよう！
午後：戦略的一般質問のススメ
受講料　25,000円
お申込者姓名：花井 洋介　様
貴議会名：浜松市議会
〒433-8127
住所　静岡県浜松市中央区和合北二丁目7-1
ＴＥＬ　070-3958-2263
ＦＡＸ　053-457-2486
E-mail [redacted]

【受講料の事前振込みのお願いと振込みに係る注意事項】
① セミナー受講料は【セミナー開催一週間前】までに次の口座にお振込ください。なお、振込手数料は、各自でご負担願います。

(振込先) [redacted]

② お振込みの際には振込者名欄にはお申込みいただいた受講者名をご記入ください。なお複数名分を一括してお振込の際には、代表者名をご記入ください。

"浜松市議会 市民クラブ"
名義で振込み件TEL済み.

【請求書及び領収書】
請求書は原則として発行しておりませんが、発行をご希望の場合はＦＡＸ又はＥ－ｍａｉｌでご連絡いただければ発行いたします。
領収書につきましては、受講料のお支払い確認後、メールにてお送りします。お申込者様名、又は領収書宛名欄に記載のお名前で発行させていただきます。

【お申し込み後のキャンセルについて】
セミナーをお申し込み後、キャンセルされる場合は必ずセミナー開催日の７日前までにＦＡＸ又はＥ－ｍａｉｌにてご連絡ください。
セミナー開催日の７日前を過ぎてもキャンセルのご連絡がない場合は、受講料振込の有無にかかわらず受講料全額を請求させていただきますのでご注意ください。
なお、受講料をお振込みの方でセミナー開催日の７日前以前にキャンセルのご連絡をされた場合は、振込手数料を差し引いた金額をご指定の口座に返還いたします。（返還の際の振込手数料は参加者負担となります。）

【オンラインセミナーへの変更について】
セミナーが開催される場合は、オンラインによる生中継の視聴が可能です。
会場での受講ではなく、オンラインセミナーをご希望の際は、お手数をお掛けしますが、セミナー開催の５日前までに、Ｅ－ｍａｉｌ又はＦＡＸにて、「オンラインセミナー受講希望」とご連絡ください。ご入金確認後、開催日前に視聴に必要なパスワードをＥ－ｍａｉｌで、セミナー資料を郵送でお送りいたします。

【オンラインセミナーにおける注意点】
オンラインセミナーも会場での受講と同様、１講座につきお一人の受講となります。１講座でのお申し込みで複数人のオンライン受講をすることは不正視聴となり、不正視聴が判明次第、お一人当たり２倍の受講料を不正視聴された人数分ご請求させていただきます。

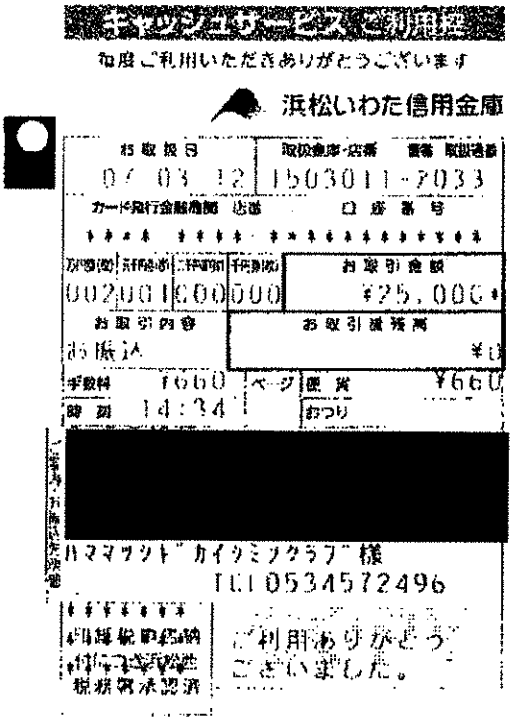
【その他】
参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては中止、延期させていただく場合がありますので予めご了承ください。

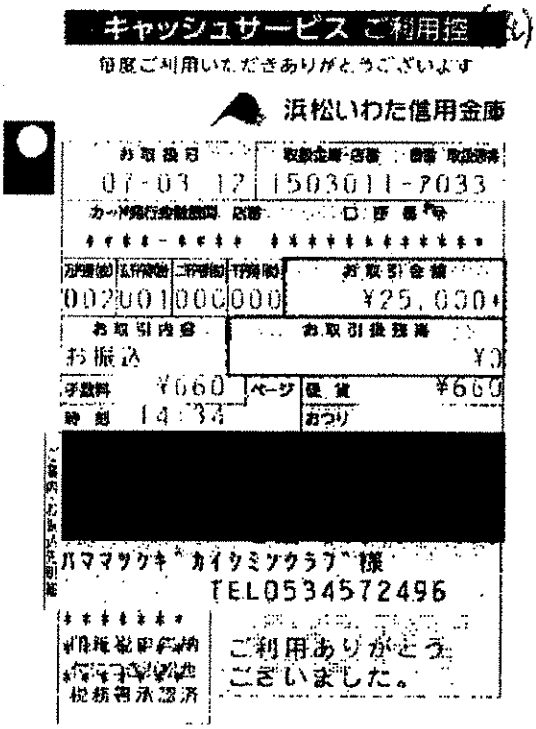
支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	2	5	6	6	0

但し　3/25(火)「議員力向上セミナー」受講料及び振込手数料として

内訳　㈱廣瀬行政研究所　受講料　25,000
浜松磐田信用金庫　振込手数料　660
合計　25,660円


キャッシュサービス ご利用控
毎度ご利用いただきありがとうございます
浜松いわた信用金庫
07-03-12 1503011-7033
002001 000 000 ¥25,000
お振込
¥660
¥660
14:34
[redacted]
ハママツケイザイミンクラブ 様
TEL0534572496
ご利用ありがとうございました。


キャッシュサービス ご利用控
毎度ご利用いただきありがとうございます
浜松いわた信用金庫
07-03-12 1503011-7033
002001 000 000 ¥25,000
お振込
¥660
¥660
14:33
[redacted]
ハママツケイザイミンクラブ 様
TEL0534572496
ご利用ありがとうございました。

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和7年3月12日

会派名　浜松市議会[redacted]

代表者名　北野谷富子[redacted]

(6)

領収書

2025 年 3 月 12 日

浜松市議会 市民クラブ 様

金額

￥ 25,000

但 2025 年3月 25 日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所
登録番号: T2011001095530

[redacted]

旅　費　支　払　証　明　書

出張年月日	2025年3月25日(火)
出張先 （目的）	東京都豊島区 （議員力向上セミナー受講のため）
出張者氏名	花井洋介

旅　費　額　内　訳

項　目	金額	備考
交通費	15,820 円	詳細は下記の通り
日　当	1,500 円	@ 1,500 円× 1 人× 1 日
宿泊費	0 円	@ 14,800 円× 1 人× 0 泊
合　計	17,320 円	

金額	百	拾	万	千	百	拾	円
		￥	1	7	3	2	0

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 7年 3月 31日

会派名　浜松市議会 市民クラブ

代表者　北野谷富子 [redacted]

〈詳細〉

東海旅客鉄道㈱　15,820 円

浜松駅⇔東京駅(都区内)

自由席　7,910×2＝15,820円

（控え）

領収書

¥15,820円（消費税等込み・10%）

上記金額正に領収いたしました

2025年 3月24日

東海旅客鉄道株式会社

登録番号：T1810001013600

ご利用いただきましてありがとうございます

[redacted]

浜松駅

令和7年3月31日

会派名　　浜松市議会　市民クラブ
代表者名　会長　北野谷富子 様

報　告　書

出張年月日	令和7年3月25日
出　張　先	東京都豊島区 としま区民センター
出張の理由	地方議会議員セミナー受講
出　張　者 氏　名　印	花井洋介[redacted]

（出張の顛末）

別紙のとおり

（備考）

～自治体財政の基本～　前尼崎市長　稲村和美氏　2025.3_25　市民クラブ　花井　洋介

■財政を理解して、より説得力ある政策提案につなげよう！
最近は税収が多く、自分が市町の時とはだいぶ違う状況。財政的に良い環境の時に、しっかりと手当をしていくことが極めて重要。
阪神工業地帯の街で、中核を担った高度成長期。大気汚染、地盤沈下といった環境公害。急激な人口の増加と減少。インナーシティ問題(産業拠点の移転・良好な住環境を求める人の転出)、バブル崩壊・震災・リーマンショックにより、危機的な財政状況。行財政改革の20年を市長として担った。
法人税をあてにして、予算を決めており体力以上の事業を展開していた。出稼ぎの単身者が多く、引退後も年金が少ない、生活保護費が政令市の神戸市を上回る状況。将来負担が他の自治体と比べて危機的な状況。財政状況の悪化が負のスパイラルに陥る。
自治体は赤字債を原則認められていない。これが国と地方の財政の考え方の大きな違いになってくる。長いスパンの建設費などのハードのみ認められている。地方自治体が健全性を保っているのは、赤字債が認められていないから。原則的な考えとして、今いる人たちからの税収で今いる人たちの生活に関するサービスを提供する。
■尼崎の変遷
2,000億円の一般会計に対し、100億ほど足りなく借金をして回していた。国基準からはみ出たものをカットしてきた。しかし歳入が増えず、カツカツの状況。高齢化が進んでいく中ではあるが、現役世代に選ばれるような施策。プライマリーバランスの黒とは、過去の借金は除いたバランスとなる。今いる人が今いる人のために、の考え方。
■攻守バランス型の行財政運営へ
課題先進都市ならば「課題解決先進都市」を目指そうと取り組んだ。
プロモーションでは、街の歴史を全面にすることが基本だが、今まで隠れていた課題を前面にすることでイメージ払拭。ボイ捨ての多かった土手をコスモス畑にした。など。
お金が無いからできません、はダメ。お金があったらできて当たり前。お金がないからアイデアを出して対応する。考えること、知恵を絞ること。
■政策の実現を阻むものは何か？
１必要性・重要性の合意が形成されていない　２予算がない(優先順位・費用対効果含む)
３実施体制が確保できない(定数も予算のうち)　予算１０億あるとして、その１０億の仕事を転がす職員がいるかどうか。それも予算のうち。人権費も最大の予算。
例：尼崎市における中学校給食の事例
給食と空調のどちらが先か。市長と教育長と一般の方とタウンミーティング。論点整理をしていく中で最終的には空調を先に取り組んだ。
■政策にかかる予算を具体的に考えてみよう
政策の実現＝費用の支払い完了ではない！　これを覚えてもらいたい。

公債費は事業費である。その中身をしっかりと視てもらいたい。
1単発の支出か継続的な支出か？イニシャルコストとランニングコスト
2ハードとソフトの優先順位を比べるのは難しいが・・・　国からの補助金・起債の条件・後年度の公債費　いくら条件が良い、交付税措置が良いからと最終的には自分たちの負担は増していき、自分たちが本当にやりたい事に影響を与える。
■自治体歳入は、すべてが自由に使えるお金じゃない
自由に使えるお金（一般財源から人件費・扶助費・公債費など固定費を差し引いたもの）
国庫支出金・・国が地方に対して支出する負担金、補助金など
地方材・・いわゆる借金(ローン)　地方債は、建設事業に充てるのが原則。事業実施時は「地方債」→翌年度以降は「公債費」※公債費＝事業費であることに注意
■地方交付税とは　～水平・垂直の財政調整
国からもらうお金ではなく、地方の固有財源である。
1自治体間の財源の不均衡を調整し2自治体が一定の行政サービスを計画的に実施するための財源を補償するために、国が徴収して再分配する地方の固有財源。格差の是正。
普通交付税＝基準財政需要額－基準財政収入額（＝財源不足額）
基準財政需要額(標準的な行政経費)　基準財政収入額(標準的な税収入等)
■地方財政計画の動向を押さえておこう
地方は税財源の格差を是正していく中で、１０３万円の壁引き上げに伴う影響
交付税が不足したので臨時財政対策債。現金ではなく後年度に国がその全額を地方交付税で措置するもの。来年度の臨時財政対策債はゼロ。それだけ税収が上がった。
■単年度だけでなく、将来の収支見通しを踏まえて重要性
自治体は黒字を出すことが目的ではないが、ソフト面：少子化・高齢化・人口減少時代、ハード面：「つくる」から「つかう」の時代
一般財源の収入ベースの見通し、一般財源の支出ベースでの見通し、借金の状況
普通にイメージする赤字・黒字に近いものは「実質単年度収支」
実質単年度収支＝単年度収支＋基金積立金＋地方債繰上償還－基金取り崩し額
「実質を反映した収支」に着目しよう
■最後に
要望の核心、依頼の本質を見抜き、考える事。
財政はとっつきにくく感じるが、素朴な疑問・どこを重点的に学ぶのが優先かを判断。

【所感】
地方交付税について、少し間違えた認識を持っており地方公共団体間の不均衡を調整すると共に、不平等も解消する仕組みが理解できた。限られた財源の中で、何を優先して取り組んでいくか。これまで施策を提案する中で、財源について触れてこなかった。これはある意味無責任であり、財源もしくは現状の財政を鑑みた提案を意識していきたい。

戦略的一般質問のススメ　　2025.3_25　　前尼崎市長　稲村和美

■地方議会は議院内閣制ではなく二元代表制

地方議会に与野党はない。議会全体でバランスをとるのが地方議会である。尼崎では、議案に対して賛成の会派構成が変わる、正に是々非々。「健全な緊張感と建設的な議論」という言葉をよく言っていた。市民が入ると「三位一体」という言葉も。相手を打ち負かすことが議論ではない。議論を元に新たな気づきを得て、建設的になるための議論を。

■議員としての自己分析を

多様な議員がいるからこそ議会は力を発揮する。支持者・属性・年齢・期数など、議員としての自分の役割を意識する。理想や合理性だけでは進まないのが政治、パワーポリティクスのなかでの戦略選択。綺麗毎だけでは進まない。

■一般質問は戦略と獲得目標を明確に

議会の質問は学校での質問とは違う。知らないことを質問するのではなく、しっかり勉強したことを公の場で質していくのが議会での一般質問。質問までにテーマについての勉強、当局とのやり取りを深めておくことが重要。月間ガバナンスおすすめ

■一般質問のパターン例

情報確認型：数字や客観的事実を市民(他議員含む)に広く知らせる。意見表明型：自ら政治姿勢や意見を表明する。追求型(対決型)：当局の反省を促すべき点の明確化や矛盾点の追求。今何が問題で当局から何を引き出したいか、しっかりと準備をすることが必要。政策実現型：当局の政策を修正するor条件等を明確にする。自らが提案する政策を採用、実現させる。

■政策実現型はより戦略的に

議論の次元を意識する：思想や判断の相違？優先順位や財源？手法？

できない理由、どうやったらできるかを掘り下げる：予算・体制・スケジュールなど

一回だけではなくシリーズで追っかける：答弁を受けて議論を深める。

職員は議員に点数を付けている。一目置かれるように努力をすること。頭が良いとかじゃなく、市民のために勉強している、考えているという熱意が伝われば認められる。住民代表なんだから分からんものは分からん。市民が市の職員の仕事が分かるはずがない。

予算に反映するべきは９月議会、遅くとも１２月議会。会派からの要望に対しても早く出して、予算要望の

■市長視点での嬉しい質問・イマイチな質問

嬉しい質問：新たな視点や知見を得られる。答弁調整を通じて市長と担当局が方針を協議・確認する機会になる。当局の判断(苦悩を含めて)や考え方について整理して説明する機会になる。職員の論争中の事案を後押ししてくれる。(予算さえ付ければ職員は動くとは、市長はまったく思わない)

イマイチな質問：他都市事例を礼賛するだけ。⇒同じは違う。そこからいかにカスタマイズ

していくかが重要。当局も認識している課題を指摘するだけで具体性がない。自分の考えに固執している傾向が顕著で議論が噛み合わない。
道路改善の事例：エゴではなくパブリックになるようなシステム。
■予算だけでなく実施された施策の評価も
1予算がつくのはゴールではなくスタート。2行政はPDCAをまわすのが得意ではない。なぜか？予算重視だから。3行政目的と手段を整理してチェック。4成果指標の適切性～アウトプットとアウトカム。行政に自己評価させ、議会が外部評価者としてチェック機能の発揮を。

【所管】
議会登壇にあたり質問における戦略をこれまでも描いてはいたものの、深くは考えていなかったと感じた。一回の質問だけに留まるのではなく、過去の質問、議会登壇時だけでなく普段からの情報共有におけるやり取り含めて戦略的に行う事の重要性を理解した。また、その都度、何を持ち帰るか、何を引き出すかを明確にした獲得目標を設定する事もしっかりと意識をしていきたい。そしてそのための準備に時間を掛けて臨んでいきたい。
これまでも個人としても会派としても是々非々のスタンスに対して、「健全な緊張感と建設的な議論」が重要である。相手を打ち負かすことが議論と考え、それで満足している議員もいるが、そうではなく議論を元に新たな気づきを得て、建設的になるための議論をしていく事が重要である。

今後の議員活動においては、普段の取組み、議会登壇含めたトータルでの戦略を組み、獲得目標を小さいものから順に描いていく。また財政についての質問はこれまでしていないため、引き続き勉強をしながら理解を深めながら政策に取り入れていきたい。

広報費

月	日	番号	摘要		支出	累計
5	29	1	杉山メディアサポート㈱	HPサイト管理料(ワードプレス更新、プラグイン更新、ページ更新サポート)	132,000	132,000
			浜松磐田信用金庫	振込手数料	550	132,550
6	12		市内近接地旅費	5月分	222	132,772
7	17	2	㈱NTTPCコミュニケーションズ	金派HPホスティングサービスレンタルサーバーWebARENA年払い	24,891	157,663
7	17	3	㈱NTTPCコミュニケーションズ	金派HPホスティングサービス名づけてネット汎用JP1年プラン	8,800	166,463
8	7		市内近接地旅費	7月分	666	167,129
9	18		市内近接地旅費	8月分	666	167,795
						167,795

広報費

月	日	番号	摘要		支出	累計
10	8		市内近接地旅費	8月分	925	925
10	8		市内近接地旅費	9月分	740	1,665
10	31		市内近接地旅費	10月分	1,110	2,775
11	7		市内近接地旅費	10月分	925	3,700
12	10		市内近接地旅費	11月分	2,701	6,401
12	16	4	(株)NTTPCコミュニケーションズ	グローバルサインクイック認証SSL1年	29,480	35,881
12	16			SSL設定料	8,800	44,681
1	10		市内近接地旅費	12月分	962	45,643
1	22	5	中部印刷(株)	市民クラブ会報(製作、印刷、折り込み)	1,604,686	1,650,329
			浜松信用金庫	振込手数料	660	1,650,989
1	31	6	日本郵便(株)	会報送付5通	2,150	1,653,139
2	3		市内近接地旅費	1月分	13,283	1,666,422
2	6	7	日本郵便(株)	会報送付4通	2,800	1,669,222
2	6	8	日本郵便(株)	会報送付5通	2,150	1,671,372
						1,671,372

浜松市議会 市民クラブ

活動報告

2024年4月1日　shimin-club

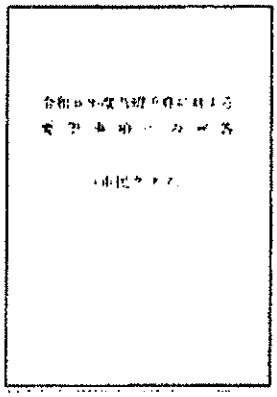
役員交代

本日(令和6年4月1日)付で役員が交代します。



	新	旧
会　長	北野谷 富子	斉藤 晴明
幹事長	岩田 邦泰	鈴木 真人
政調会長	鈴木 真人	岩田 邦泰

活動報告



浜松市より回答

2024年2月13日

アーカイブ

月を選択

浜松市議会 市民クラブ

市議会報告

2024年6月4日　shimin-club

令和６年 第2回市議会定例会 代表質問(北野谷富子議員)

令和６年 第2回市議会定例会の代表質問が本日（6月4日(火)）行われ、
北野谷富子議員(浜名区)が登壇しました。質問の内容は以下の通りです。

⇒質問＆答弁

1．県との連携について
2．「流域治水」の推進について
3．安心を与える学校運営のために
4．「スポーツ文化都市・浜松」の環境整備について
5．文化活動を停滞させない取組や多様化する文化芸術活動への対応について
6．さらに魅力ある動物園にするため
7．カーボンニュートラル実現に向けて
8．交通事故対策について

⇒資料





市議会報告

前の記事
役職交代
2024年4月1日





次の記事
令和６年 第2回市議会定例会 一般質問(大嶋七穂議員)
2024年6月5日

アーカイブ

月を選択

HOME

令和６年 第２回浜松市議会定例会
代表質問及び浜松市答弁

質問者　市民クラブ　北野谷富子

質問	答弁
１　県との連携について 本年5月26日投開票の県知事選挙にて、新たな県知事が誕生した。これまでにも様々な節目に、県との連携を強めてきた本市だが、それ以上の連携を今後期待せずにはいられない。 (1) 基本協定書に関する県単独助成事業の見直しについて 静岡県では、平成30年10月からこども医療費助成の対象を高校生まで拡充したが、政令市である本市と静岡市は当初、対象から外すこととされた。しかし、その後の協議により、令和元年10月から令和４年度末までの間、一部助成が実施されたものの、現在は終了している。 この取扱いの根拠とされているのが、平成19年の政令市移行に先立ち、平成17年に当時の北脇浜松市長と石川静岡県知事が締結した基本協定書である。 社会課題も締結当時とは大きく変化しているなかで、基本協定書に記載されている県単独助成事業について見直しをしていくべきと考えるが、市長の考えを伺う。 (2) 多目的ドーム型スタジアムの早期建設促進について 多目的ドーム型スタジアムの早期建設に向けて、本年３月に浜松商工会議所会頭をはじめ、市議会各会派代表者の数名が県へ要望書を提出した。本市としても２万2000人規模のスタジアムを要望していることから、今後の県との調整についてどのように進めていくのか伺う。	**１　(1)(2) 中野市長** (1) 平成17年に県と締結した基本協定書において、政令市移行時に実施されていた県単独助成事業については、経過措置が講じられたものを除き、「原則として市が独自に実施すること」とされている。一方、政令市移行後に新設される県単独助成事業については、特段、基本協定書に言及がないため、本市は、「特に定めのない事項」として「県と市との間で協議のうえ別に定めるもの」に該当すると捉えている。しかし、県が新たに単独助成事業を創設する場合、政令市への単独助成は行わないという県の基本的な考え方により、本市は対象から除外されてしまうため、その都度、個別に協議を求めている。昨年度は、県全体で一定の水準維持が望ましいものについて他の市町との差異を設けないよう、県知事に対して直接、要望を行った。本市としては、県が実施する、県民一人一人の健康・生命に関わるような事業において、政令市であることのみを理由として本市市民を対象外とすることは、居住する地域によって差が生じることとなり、県民税を納めている本市市民の理解を得られるものではないと考えている。そのため、新たな県知事に対しても、県単独助成事業を新設する場合には、基本協定書における「特に定めのない事項」として協議を行い、内容によって本市も対象とするよう、求めていく。 (2) 遠州灘海浜公園篠原地区における「多目的ドーム型スタジアム」の整備により、浜松市総合水泳場「ToBiO」と併せて、当該地区が県西部地域におけるスポーツの一大拠点ともなり、地域活性化の起爆剤となる。加えて道の駅との相乗効果により、交流人口のさらなる増加が見込まれ、浜松地域だけでなく、県下全域に、スポーツの振興や新たな賑わい創出などの波及効果が見込まれる。本市は、野球以外の幅広いイベントも開催可能で、自然環境に配慮した全天候型の「多目的ドーム型スタジアム」としての施設の早期実現を求めるため、本年５月に期成同盟会の名称を変更した。「多目的ドーム型スタジアム」の建設は、県西部だけでなく、県下全域の活性化や発展につながるものである。県に対しては、新たな知事のもとで「多目的ドーム型スタジアム」の建設計画を速やかに進めることを要望していく。

質問	答弁
2　「流域治水」の推進について 本年3月に浜松市総合雨水対策計画の見直しが行われた。この計画では多くの重点対策エリアで貯留施設の整備が計画されており、これからの水災害対策として、大いに期待するところである。 また、「特定都市河川浸水被害対策法」をはじめとした9つの法律を一体的に改正する「流域治水関連法」が令和3年11月1日に全面施行され、全国で特定都市河川の指定の動きが広まっていると聞いている。本市を流れる1級河川安間川や2級河川馬込川においても、沿川で宅地化が進んでいることから、県とともに特定都市河川に指定し、県が行う河川整備の促進とともに流域からの雨水流出量の削減を目指すべきと考える。 また、国土交通省では令和3年度から官民連携によるワンコイン浸水センサの開発をすすめており、全国で実証実験を展開しているが、今年度、本市もその実証実験に応募したと聞いている。 そこで、以下について伺う。 (1) 浜松市総合雨水対策計画における貯留施設整備の取組について伺う。 (2) 全国で特定都市河川の指定が活発に行われているなか、静岡県も1級河川安間川や2級河川馬込川などの県管理河川の特定都市河川指定を進めていくと思われるが、本市としての所見を伺う。 (3) 国が進めるワンコイン浸水センサの実証実験において、本市として期待する効果について伺う。	**2 (1) 平井土木部長** 本年3月に見直しを行った浜松市総合雨水対策計画においては、雨水の流出先となる県や市の管理する河川の改修等による流下能力の向上に加えて、地域において一時的に貯留することで、既往の豪雨に対して床上浸水を概ね解消することとしている。現在、市内では県の安間川遊水地や市の鴨江雨水調整池など河川改修に合わせた大規模な貯留施設から校庭貯留のような小規模な流出抑制施設まで様々な貯留施設が整備されており、その総貯留量は約68万6千立方メートルになる。浜松市総合雨水対策計画では今後も学校の校庭や公園への貯留を計画的に進めるほか、区役所や行政センター等の公共施設での表面貯留や地下貯留の検討などを計画しており、様々な手法による流域での貯留を実施することで、流域の治水安全度の向上を図っていく。 **2 (2) 長田副市長** 「特定都市河川浸水被害対策法」による特定都市河川の指定は、市街化の進展などにより河川整備だけでは浸水被害の防止が困難な河川を対象に、下水道の能力向上、雨水貯留施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制等、河川整備とともに流域一体となった浸水被害の防止対策を推進する制度である。2021年の流域治水関連法による法改正以降、全国で特定都市河川の指定の動きが加速しており、本年3月時点では24水系327河川が指定されている。これは全国各地において流域治水の考えのもと、治水が河川の対策から流域における対策へシフトしたものと考えられる。特定都市河川の指定は、流域の関係者の責任を明確化するとともに、雨水の流出量増加に繋がる開発等に対しては対策の義務付けも生じることから、河川管理者である静岡県はもとより、庁内関係課と連携し慎重に調整を進めていく必要があると認識している。 **2 (3) 平井土木部長** この実証実験は、大雨による面的な浸水被害に対して、リアルタイムの浸水状況を、センサを用いて把握する仕組みの構築に向けて、センサの開発や設置に協力する民間企業や団体、国、地方自治体等の様々な関係者が官民連携でセンサの特性や情報共有の有効性等を検証するものである。全国で134の自治体と38の企業等が参画し、本市も実証実験実施地区として国土交通省より決定を受けたところである。本年度、国が用意する小型、低コスト、かつ長寿命のセンサを本市が浜名区寺島の若葉団地周辺や浜名区の有隣川沿川など市内5箇所の浸水常襲箇所に設置し、浸水状況表示システムにより、各センサからの情報を一元的に収集、

質問	答弁
	共有することとしている。今後、実用化されれば浸水範囲や浸水深をリアルタイムで把握することで、避難情報や通行規制の判断だけでなく、浸水のメカニズムの解明等にも役立つことから、流域の効果的なハード対策の策定にも大きく寄与するものとして実験の成果に期待しているところである。
3　安心を与える学校運営のために 昨年度、静岡県内の小・中学校の教員が、定数に対して不足している状態で新学年のスタートを切っていたことが分かっている。これは、新しいスタートに際し、学校運営に不安を与えてしまっている現状と言える。 本市は、年度当初の定数未配置を0人と報告しているが、その反面、年度途中の産育休や休職等に対する代替教員が十分に手配できていない状況とも聞いている。 本市として、子供たちや教員がより安心して学校生活を送るためにも、年度途中から勤務が可能な教員を確保し、年度途中の支援も充実させていく必要があると考える。 本年1月に文部科学省が実施した教師不足の解消に向けたアンケートによると、他市はペーパーティーチャーに対する取組が目立っていた。実際、教員になったが何らかの理由で離職した方や、教員免許状は取得したが他業種へ就職した方など、様々な状況の方がいると思われる。年度途中の人材確保や支援充実のための手段として、ペーパーティーチャー対象の相談会など、教員免許状を取得したが、現在学校で勤務していない方に、一人でも多く学校に関わっていただけるよう働きかけてはどうかと思うが、考えを伺う。	**3　奥家学校教育部長** 本市では、年度途中の教育確保策として、事前登録制による臨時的任用教職員や非常勤講師の採用のほか、本市の採用試験を受験したことがある方や教職を退職された方などへの声掛けを行っている。さらに非常勤講師等の登録者を増やすための取組として、本年1月から市のホームページで24時間受付を開始したところ12人の登録があり、そのうち4人を採用することができた。他都市では、いわゆるペーパーティーチャー向けの相談会、説明会などを実施し、教員の採用につなげている事例もある。本市としても、他都市の取組とその効果などについて情報収集し、ペーパーティーチャー向けの相談会を実施していく。今後も子供や教員が安心して学校生活を送ることができる学校運営のため、教員の確保に努めていく。
4　「スポーツ文化都市・浜松」の環境整備について	**4　(1)(2)杉田スポーツ振興担当部長** (1)本市では「スポーツ文化都市 浜松」の実現を目指し、「す

質問	答弁
(1)「する」スポーツについて 本年度までとなっている第２期浜松市スポーツ推進計画では、障がい等を問わず、市民一人一人がライフスタイルの一部にスポーツを取り入れ、心身ともに健やかで、豊かな生活を営むことができるまち「スポーツ文化都市・浜松」の実現を目指すため、多種多様な施策を推進するとしているが、施設の老朽化など、様々な事由で「する」スポーツが身近ではなくなってきていると感じる。今後、生涯スポーツの振興を促進するために欠かすことの出来ない、「する」スポーツの環境を整える考えはないか伺う。 (2)「みる」スポーツについて スポーツによる地域振興を推進していくうえで、潜在型の「する」「みる」「支える」という観点から創起される大型スポーツイベント等誘致事業が非常に効果的な手法だと考える。国内外からの観光交流人口が拡大しており、イベント前日からの宿泊や会場までの移動などにより、自然と滞在時間が増えることで経済効果も期待できる。 しかし、本市の施設は「みる」スポーツを効果的に演出できるものが少なく、大会の開催地として選んでもらうためには、「みる」スポーツを効果的に演出できる施設を増やしていくことが重要である。これからの「みる」スポーツの環境整備について考えを伺う。	る」「みる」「ささえる」を3本柱として、市民が健康増進のために親しむ地域スポーツの振興から、各種競技団体の支援、地域に密着したプロスポーツとの連携、大型スポーツイベント等の誘致など幅広い施策を展開している。市民がスポーツをする場所として、スポーツ振興課が所管する施設は55施設ですが、その他にも、都市公園内のスポーツ施設や地域の協働センターに併設された体育館、小中学校を活用した学校開放事業など、多くの市民や団体にご利用いただいている。こうした施設の維持管理や老朽化への対応、さらには新たな社会ニーズに合致した施設への転換は、スポーツを「する」環境整備において必要不可欠であると考える。 一方、限られた財源の中では、ダウンサイジングや簡素化など、利用状況に適した改修や整備を効果的に実施していく視点も重要だと考える。こうしたことから、本年度、策定を進める第3期浜松市スポーツ推進計画においては、これまで別に策定していた「スポーツ施設個別整備方針」を推進計画に取り込み、ソフト事業とハード整備を一体的に検討し、スポーツを「する」視点からも施設の位置づけや整備のあり方について明記していく。 (2)近年、スポーツに求められる役割については、これまでの健康増進に留まらず、成長産業化や集客による周辺商業の活性化、さらには宿泊による観光振興など、多岐にわたる期待が寄せられている。経済産業省やスポーツ庁においては、集客が見込まれるスタジアムやアリーナ施設をまちづくりや地域活性化の核としていく「スタジアム・アリーナ改革」に取り組んでおり、プロスポーツチームとの連携や誘客など「みる」スポーツを意識した施設整備が全国で見受けられる。本市では、広域利用されている浜松市総合水泳場トビオや浜松アリーナなどの大規模施設が集客を意識した施設となっているが、スポーツのエンターテイメント化の流れを受け、プロ基準を満たさない機能があるなど、プロに選ばれるための機能向上が求められている。そのため、本年度、策定を進める第3期スポーツ振興計画においては、広域施設のあり方を明確にするとともに、今後、広域施設に位置づける施設については、「みる」視点を重視した整備や改修を進めていく。まずは、その先駆けとして、新設する江之島ビーチコートや再整備する浜松アリーナについては、スポーツを「みる」楽しみを提供するための機能を備えるよう計画を進めていく。
5　文化活動を停滞させない取組や多様化する文化芸術活動への対応について 現在、本市は浜北文化センターの改修を進めているが、その後はアクトシティ浜松の大規模改修を進めることと	**5　嶋野文化振興担当部長** アクトシティ浜松Ａゾーンの休止期間中の代替施設としては、浜北文化センターや市民音楽ホール、市内の民間施設、周辺市町の文化施設等を活用していただくことで、市民団体の利用で多数を占める入場者数1,000人程度までの催しについては、対応が可

質問	答弁
なる。楽器博物館、研修交流センターのあるDゾーン、展示イベントホールのCゾーン、大ホール・中ホール・コングレスセンターのAゾーンの順に、ゾーンごとに改修を進めていくということだが、特にAゾーンの改修工事に伴う休止期間は22カ月と長期にわたる。 一方、書道部による音楽や表現運動が融合した書道パフォーマンス、多くの若者に人気のある軽音楽、パソコンで音楽制作するデスクトップミュージック、中学校で必修化されたダンス等、市民の文化芸術活動は年々多様化している。 そこで、アクトシティ浜松の大規模改修工事に伴う休止期間中の市民の文化活動を停滞させないための取組や、多様化する市民の文化芸術活動への対応について考えを伺う。	能である。施設により大きさ、附帯設備等違いがあり、施設それぞれの個性を活かすかたちで活用いただけると考えている。また、多様化する市民の文化芸術活動への対応としては、市内にある文化芸術活動の受け皿となり得る施設の情報を丁寧に市民の皆さまにお伝えするとともに、「音楽のあふれるまちづくり事業」や「クリエイティブシティブースター事業」により活動に触れる機会を提供していく。さらに、現在展示会や各種イベントでご利用いただいているアクトシティ浜松Cゾーンの展示イベントホールについては、利用率の更なる向上、アクトシティ浜松を中心とした賑わいの創出、多様化する文化芸術活動への新たな創造の場の提供を目的に、ダンス、マーチングバンドなど音楽と身体表現を伴う活動や軽音楽などのライブ、多くの若者に支持されているサブカルチャーイベントなど、多様なニーズに対応するための施設改修について、今後行う基本設計の中で検討していく。
6　さらに魅力ある動物園にするため (1)ゾウの展示について 本市の子供たちに多くの感動と命の尊さを学ぶ機会を与えてくれたアジアゾウの「ハマコ」が死んだことから、浜松市動物園からゾウがいなくなり、未だゾウ舎は空き獣舎となっている。動物福祉的な観点やワシントン条約等により、ゾウを復活させるためには高い壁があることは承知しているが、動物園にゾウを復活させることで、魅力を発信できると考える。今後のゾウの展示についてどのように考えているのか伺う。 (2)来園者数を増やすために 動物たちを通じて「いのち」の大切さを伝えていく、来園者が楽しく学べる場をつくる等、来園者の満足度を高める浜松市動物園再生基本計画を平成28年度に策定しているが、本年度、そ	**6　(1)(2)中村花みどり担当部長** (1)ゾウは、「種の保存」や「地域環境の保全」を考える上で重要な動物であり、ゾウのいきいきとした姿を見られることは、子どもたちに驚きや感動を与え、豊かな心を育むことにつながると考えており、市民からも展示復活を望む声が多数寄せられている。一方で、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」いわゆるワシントン条約で商取引を禁止された動物であり、本来の生態を考慮した群れ飼育が国際的に求められていることから、頭数確保や、導入先の選定が難しい動物である。さらに、本市動物園の場合は、公益社団法人日本動物園水族館協会が公表している適正施設ガイドラインに適合させるためには、獣舎や運動場を現状の4倍以上に拡張する必要があり、それだけの広さを確保するために他の動物の獣舎移転や、管理していくための飼育体制の見直しなどが必要となる。こうしたことから、展示復活の可否については、本年度の動物園再生基本計画の見直しの中で、園全体の動物種の数を精査し、ゾウ舎及び拡張により影響を受ける施設の整備内容や規模について、詳細な調査研究を行い、導入しない場合との比較検討も行った上で、判断していく。 (2)本市動物園では、2016年度に策定した動物園再生基本計画に基づき、「いのちのふれあいゾーン」の開設、トイレの新設や

質問	答弁
の見直しを実施すると聞いている。再生を果たすための取組はどのような状況となっているのか。また、見直しの目的や内容、今後来園者を増やすために、どのような考えをもっているのか伺う。	改修、汚水処理施設の改修などを実施してきた。しかし、以前から課題となっている施設全般の老朽化対策や、休憩所や売店など来園者の快適性向上のための施設整備が進んでいないことに加え、動物の福祉やSDGs等に配慮した自然環境に近い飼育施設への見直し、いのちの教育事業や環境教育の更なる充実や種の保存事業の推進強化などの検討が必要となっている。こうしたことから、昨年度から職員により動物展示収集計画（飼育動物コレクションプラン）の見直しを行うとともに、市内の様々な職種の職員による「魅力ある動物園にむけた職員ワーキング」を立ち上げ、利用者と管理者の両面から見た改善策の検討に取り組んできた。本年度は、これらのことを動物園再生基本計画改定版としてまとめるとともに、動物園再生に向けた実現性の高い計画を示していきたいと考えている。今後も、公立動物園としての意義や役割を踏まえ、隣接するはままつフラワーパークとの連携も考えながら、年間40万人を超えて来園していただける動物園を目指すとともに、市民や市内の事業者のみなさまと協働して、子どもたちの心に残る動物園として再生していけるよう取り組んでいく。
7　カーボンニュートラル実現に向けて (1)浜松新電力の事業展開について 本市は、本年3月に浜松新電力への増資を行い、筆頭株主となった。これまで以上に経営への関与を強め、責任を持って再生可能エネルギーの地産地消やエネルギーによる地域経済循環などを進めていくものと考える。これまでは、市有施設への供給を中心に実施してきたが、今後は市の脱炭素政策と連動する形で、地域企業などの民間需要家への供給拡大を積極的に進めていくと伺っている。今後、カーボンニュートラル実現に向けた浜松新電力の役割はますます重要になっていく。 その具体的な事業展開、特に地域企業についての考えを伺う。 (2)「重点対策加速化事業」の展開について 先日、本市が環境省の「重点対策加速化事業」の採択地域の1つに選ばれ、今後5年間で総額11億円の交付金支援をいただけることになったとのことで	**7　(1)(2)椋田カーボンニュートラル推進事業本部長** (1)浜松新電力の役割並びに企業価値は、市域のカーボンニュートラル実現に向け、他の電力会社と比較し価格競争力のある再生可能エネルギー電力を安定供給することにある。こうしたことを踏まえ、本年2月からは、特別高圧と高圧の需要家に供給する電力すべてを実質再生可能エネルギー100%に切り換え、公共施設や民間需要家の脱炭素化に貢献している。また、新たな取り組みとして、需要家のニーズに合わせた実質再生可能エネルギー100%電力による固定料金プランや、本市の金融支援事業や再エネ導入支援事業など、脱炭素政策と連動したプランの提供準備も進めている。これらの電力プランについては、浜松商工会議所やイノベーション推進機構、地域金融機関などと推進している様々な脱炭素経営支援事業との連携を図りながら、地域企業に広く周知し活用を促進していく。地域企業においては、自社に適したプランを選択いただき、カーボンニュートラルに向けた取り組みを一層積極的に推進していただきたいと考えている。 (2)本市としては、この度の交付金を今後5年間、地域企業のカーボンニュートラル対応を加速化するために活用していく。事業展開としては、当初予算計上している「事業者向け太陽光発電設備導入推進事業」と今回の交付金を統合して、新たな補助制度を創設し、地域企業の再エネ・省エネ設備の導入に対し、補助金を交付していく。具体的には、「脱炭素経営設備導入支援事業」として、自社の温室効果ガスの排出状況を把握した上で、2030

質問	答弁
ある。 この事業では、地域企業のカーボンニュートラル対応を加速化していくため、太陽光発電や蓄電池、省エネルギーにつながる高効率空調や高効率照明の導入に対して補助金を交付していくとのことである。こうした補助金については、広く地域企業に周知し、活用を促していくことが必要であると考える。 そこで、今回採択を受けた「重点対策加速化事業」の今後の具体的な事業展開について伺う。	年度までの温室効果ガスの排出削減計画を策定するなど、計画的にカーボンニュートラル対応を進めていく地域企業に補助金を交付していく。中でも自家消費型太陽光発電設備の導入に対して重点的に予算を配分していくこととしており、１キロワットあたり６万円という好条件の補助額を設定し、導入を加速していく。なお、本補助事業は６月下旬より公募を開始していく。こうした取り組みを通じて、地域企業における脱炭素経営のトップランナーを創出し、その取り組みを広く地域に横展開することで、地域企業の「脱炭素経営ドミノ」を起こすと共に、地域全体の産業競争力も強化していく。
８　交通事故対策について 先月、浜名区新原でごみ収集車と小学４年生の児童が衝突する痛ましい事故が発生した。現場は見通しが悪いわけでもなく、地域から要望書が出されていたわけでもない。しかしながら、この事故によって地域には大きな衝撃が起きている事実を踏まえ、早急な対応と、安全対策の強化が求められる。 そこで、以下について伺う。 (1)校現場での交通安全教育について (2)ごみ収集車の安全指導について (3)各地域からの安全対策要望への対応について	**８　(1)奥家学校教育部長** 毎年度、全ての市立小中高等学校で学校安全計画を策定し、警察、交通安全協会、関係部署等の協力のもと、通学路の歩き方や自転車での交通ルールの指導など、発達段階に応じた交通安全教室を実施している。また、小学校では、児童の交通事故防止対策の一環として「交通安全リーダーと語る会」を開催し、リーダーとなった児童を中心に、学校・保護者及び地域関係者が通学路や地域の危険箇所について話し合うことで、交通事故防止と交通安全の推進に努めている。本年５月の交通事故を受け、教育委員会では、全ての市立小中高等学校の学校長に対して、児童生徒への交通安全指導の徹底を図るよう注意喚起を実施した。教育委員会としては、今後も家庭・地域・関係機関と連携し、登下校や自転車乗車時に関する交通安全教育の充実を図っていく。 **８　(2)山田環境部長** 一般廃棄物の収集運搬許可業者に対しては、毎年度、研修会を開催し、交通法規の順守、安全運転の励行を啓発している。各清掃事業所の市職員に対しても、安全運転の意識向上に留意するよう日頃から働きかけている。今回の事故を受けて、直ちに許可業者及び清掃事業所に対して注意喚起と交通法規の順守等に関する指導を改めて行うとともに、天竜清掃工場に出入りするごみ収集車を対象とした街頭啓発を実施した。今後においては、警察と連携し許可業者に対して新たに交通安全講習を行う予定である。また、安全対策の一環として、市が所有するごみ収集車は、衝突被害軽減ブレーキなどの先進安全技術を装着した車両へ計画的に変更し、装着率の向上を図っていく。さらに許可業者に対しても、これらの技術を装着した車両への更新を推奨している。ごみ

質問	答弁
	収集を始めとした清掃事業活動は、市民の日常生活及び企業の経済活動に直結する公共サービスであるため、継続的かつ安定的な事業運営が求められる。今回の事故は清掃事業を担う業界全体の課題であると重く受け止め、安全対策の強化を一層図っていく。 **８　(3)平井土木部長** 　地元自治会など、地域からの交通安全対策に関するご要望のうち、緊急に対策が必要な要望については、現地確認のうえ、即時に対応している。また、その他の歩道設置や交差点改良等の様々な要望については、交通量や事故の発生状況などを踏まえ、優先度の高い箇所から計画的かつ着実に対策を実施している。通学路の交通安全対策については、地域の意見を踏まえた通学路の整備要望に基づき、警察などの関係機関や、教育委員会などの庁内関係部署と十分連携して対策内容を検討するとともに、迅速に対策を実施している。この度の新原地区の現場についても、緊急に注意喚起看板の設置などの対策を実施したところであるが、地域の皆様をはじめ、関係者一同で行う現場診断結果をもとに、必要な対策を実施していく。今後においても、様々な要望を通して各地域の皆様のご意見を伺うとともに、道路利用者の交通安全意識の高揚に繋がるソフト対策に工夫を重ね、ソフト・ハードの両面から決め細かく、効果的な交通安全対策を、関係機関などと十分に連携して実施していく。